

第3期日田市男女共同参画基本計画 第二次行動計画(案)

目 次

第1章 計画策定にあたって

1 男女共同参画社会のあゆみ	1
2 計画策定の趣旨	3
3 計画の性格	4
4 計画の位置づけ	4
5 持続可能な開発目標（SDGs）に対する取組	5
6 計画の期間	6
7 策定体制及び住民意見の反映	6
8 第一次行動計画評価	8

第2章 「第3期日田市男女共同参画基本計画」の概要

1 計画の理念	17
2 計画の基本目標	17
3 施策の体系	18
4 個別施策一覧	19

第3章 第二次行動計画の基本目標と施策の方向

1 基本目標Ⅰ【地域・社会では】互いの生き方を尊重しあえる環境づくり	21
重点課題1 あらゆる分野における方針決定の場への女性の参画促進	22
重点課題2 男女共同参画社会の実現に向けた意識の向上	27
重点課題3 学校や地域における国際理解の推進	30
2 基本目標Ⅱ【家庭では】家族の一員として互いに協力しあう家庭づくり	31
重点課題1 家庭における男女共同参画の推進	32
重点課題2 安全で安心して暮らせる環境の整備	35
重点課題3 DV等あらゆる暴力の根絶	41
3 基本目標Ⅲ【職場では】個人の能力を發揮して安心して働く職場づくり	47
重点課題1 一人ひとりの能力が發揮できる職場環境づくり	48
重点課題2 多様な労働形態への理解と環境の整備	52
重点課題3 仕事と生活の調和への支援（ワーク・ライフ・バランス）	58
4 基本目標Ⅳ【教育・学習の場では】男女平等教育・学習の機会づくり	60
重点課題1 男女平等の意識の向上	61
重点課題2 学校における男女平等教育・学習の機会の充実	63

第4章 計画推進のための体制

1 計画の進行管理	67
2 連携と協働による推進	67
3 情報の収集と調査	68

第1章

計画策定にあたって

1 男女共同参画社会のあゆみ

(1) 世界の動き

世界における男女共同参画の取組として、昭和 50 年にメキシコシティで開催された「第1回世界女性会議」において、「世界行動計画」が採択されました。それに基づき、昭和 51(1976)年から 昭和 60(1985)年までを国連婦人の 10 年とし、世界中の女性の地位向上に向けた取組が始まりました。

昭和 54(1979)年には、国連第 34 回総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（以下、「女子差別撤廃条約」）」が採択され、その前文では「国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としている」と規定されています。

平成 7(1995)年に北京で開催された「第4回世界女性会議」においては、女性の地位向上等を達成するために「北京宣言」及び「行動綱領」が採択され、平成 12(2000)年には国連特別総会「女性 2000 年会議」が開催、ジェンダー平等推進と女性の地位向上を目標の一つに掲げたミレニアム開発目標(MDGs)が設定されました。

平成 22(2010)年には、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関」(国連女性機関(UN Women))が設立され、平成 24(2012)年の第 56 回国連婦人の地位委員会では「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案が採択されました。この決議では、防災、災害救援等の意思決定過程への女性の参画や、社会的な絆に支えられた包摂型の社会造りの重要性を強調しました。

平成 27(2015)年の国連総会において、国際社会共通の目標として、「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択されました。これには 17 の目標と 169 のターゲットが設定され、「ジェンダー平等を実現しよう」が大きな目標の一つとして設定されました。近年では、令和元(2019)年に日本で開催された「G20 大阪サミット」の「G20 大阪首脳宣言」に「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントは、持続可能で包摂的な経済成長に不可欠である」と明記されています。

(2) 国の動き

我が国における男女平等の実現に向けた取組は、国内法の整備等、国連の動向に呼応して着実に進められており、昭和 50(1975)年に婦人問題企画推進本部が設置、昭和 52(1977)年には「国内行動計画」が策定されました。さらに、昭和 60(1985)年には、女子差別撤廃条約への批准に向け「男女雇用機会均等法」が公布、平成 11(1999)年には、男女共同参画社会の実現を最重要課題と位置づけた「男女共同参画社会基本法」が制定されました。直近では令和2(2020)年に「第5次男女共同参画基本計画」が策定され、様々な施策を展開しています。

加えて、平成 13(2001)年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)」が制定、配偶者からの暴力は他人からの暴力と同様の加害行為であり、重大な人権侵害であることが明文化されました。平成 28(2016)年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が施行され、女性の活躍をさらに推進するなど男女共同参画社会の形成に向け様々な取組が進められています。

性の多様性に関する国内の動きとしては、近年では令和5(2023)年に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が公布・施行され、全ての国民が、

その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとされています。

(3) 大分県の動き

大分県においては、世界や国の動向に合わせ、平成 13(2001)年に「おおいた男女共同参画プラン」を策定し、平成 14(2002)年に男女共同参画推進に関する6つの基本理念を掲げた「大分県男女共同参画推進条例」を制定しました。平成 15(2003)年には、男女共同参画に関する拠点施設として「大分県消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス)」を開設し、男女共同参画推進体制の整備を図りました。

DV に対する動きとしては、平成 17(2005)年に「大分県 DV 対策基本計画」を策定しました。平成 21(2009)年には計画の改定、アイネスを配偶者暴力相談センターに指定する等、被害者の保護やさらなる支援の充実を図っています。

女性の活躍推進に関する動きとしては、平成 27(2015)年に「女性が輝くおおいた推進会議」を設立し、女性が働きやすい職場づくり、制度の導入、管理職への登用などを目標とした女性活躍推進宣言に取り組んでもらうよう働きかけています。令和7(2025)年4月には、「女性が輝くおおいたアクションプラン 2025」を策定し、「企業に対する支援」、「女性に対する支援」、「仕事と家庭を両立できる環境づくり」の3つを柱として、女性が働きやすく活躍できる県づくりを推進しています。

(4) 日田市の動き

本市では、平成 13(2001)年に「男女共同参画基本法」に基づき、男女共同参画の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「日田市男女共同参画基本計画」を 10 年間の期間で策定しました。さらに、平成 21(2009)年には、市民や事業者、教育者、市が連携、協力して男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するため、「日田市男女共同参画推進条例」を制定しました。

平成 21(2009)年には計画の見直しを行うとともに市民 3,000 人を対象に意識調査を実施し、平成 23(2011)年に「第2期日田市男女共同参画基本計画(以下、第2期計画)」を策定しました。計画の期間は 10 年間で、5年ずつ前半と後半の第一次、第二次行動計画で定めた施策の評価を毎年行ってきました。

さらに令和元(2019)年には、第2期計画の期間終了を前に、16 歳以上の市民 1,700 人を対象に意識調査を実施し、令和3(2021)年に「第3期日田市男女共同参画基本計画 第一次行動計画」を策定しました。この計画では、「地域・社会」、「家庭」、「職場」、「教育・学習の場」の4つの活動の場における基本目標と 11 の重点課題を掲げ、男女共同参画に関する 61 の事業を推進してきました。

そして、第一次行動計画の期間終了を前に、令和6(2024)年には前回同様 16 歳以上の市民 1,700 人を対象に意識調査を行いました。そして調査結果やこれまでの取組の成果、課題を踏まえ、「第3期日田市男女共同参画基本計画 第二次行動計画」を策定します。

国は、平成 11(1999)年に「男女共同参画社会基本法」を施行、令和2(2020)年には「第5次男女共同参画基本計画」を策定し、積極的に男女共同参画を促進するための体制が整えられてきました。大分県においても令和3(2021)年度から令和7(2025)年度を対象期間とする「第5次おおいた男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた様々な施策を総合的に推進しています。

そのような中、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮することができる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化の進展や社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、社会全体で取り組むべき最重要課題です。しかし、最近の男女共同参画をめぐっては、配偶者等からの暴力の根絶、女性の活躍の推進、男女の働き方やライフスタイル、防災分野における女性の参画推進など、多くの課題があります。

国においては、令和5(2023)年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下「DV防止法」という。)を改正、令和6(2024)年から施行され、被害者を対象とする保護命令について法の適用範囲を拡大するなどの措置が取られました。また、平成 28(2016)年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)が施行され、全国的に女性の活躍推進の気運が一層高まってきています。

本市においても、令和3(2021)年に「第3期日田市男女共同参画基本計画 第一次行動計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け取組の更なる強化を図ってきました。

この度、計画期間満了に伴い、これまでの取組の成果や課題を踏まえ、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び県の「第5次おおいた男女共同参画プラン」を勘案し、「日田市 DV 対策基本計画」、「日田市女性活躍推進計画」を含む「第3期日田市男女共同参画基本計画 第二次行動計画」を策定します。

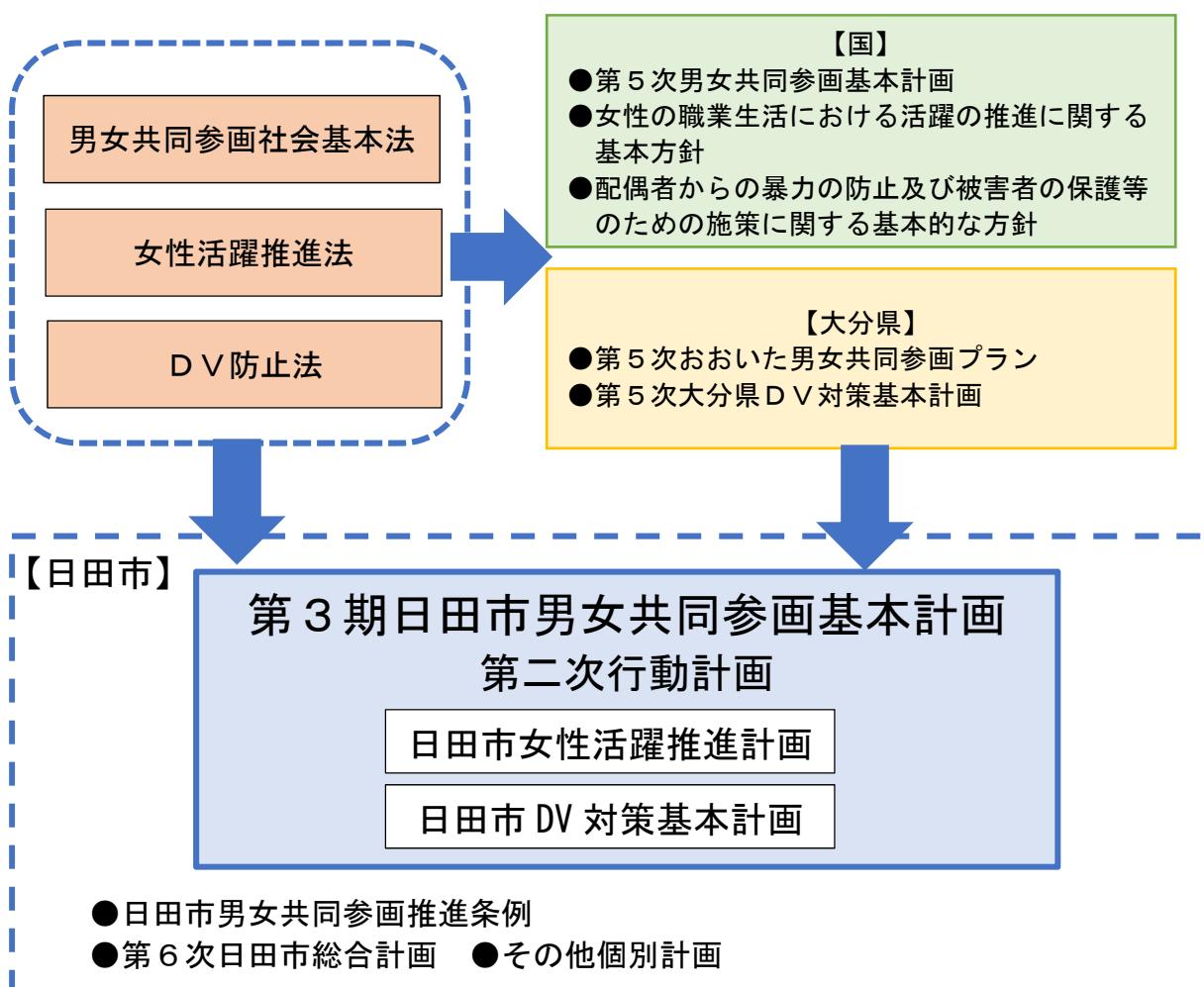
3

計画の性格

- 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」及び、「日田市男女共同参画推進条例」第9条に基づく「男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画」として位置付けます。
- 本計画の一部は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV 防止法)」第2条の3第3項の「市町村基本計画」として位置付けます。
- 本計画の一部は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」第6条第2項の「市町村推進計画」として位置付けます。
- 本計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び大分県の「第5次おおいた男女共同参画プラン」、第6次日田市総合計画等と整合性を図っています。

4

計画の位置づけ



5

持続可能な開発目標(SDGs)に対する取組

SDGsとは、貧困や福祉の促進、ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行うなど、人類が将来にわたり恵み豊かな生活ができるよう 2015 年(平成 27 年)に国連が提唱した「持続可能な開発目標」であり、国においては、「持続可能な開発目標(SDGs)推進本部」を設置し、地方公共団体における持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた取組の普及・促進を行っています。

今後、進展することが想定される少子高齢化や地域活性化に向けた担い手不足等に対処し、持続していくことが可能な日田市にするためには、第3期日田市男女共同参画基本計画に基づいて、男女共同参画のまちづくりに取り組むことが必要です。

第3期日田市男女共同参画基本計画の方向性の中には、持続可能な開発目標であるSDGsの目指す17 のゴールの方向性と重なる部分があることから、第3期日田市男女共同参画基本計画を推進することでSDGsの目標に繋がるものと考えます。

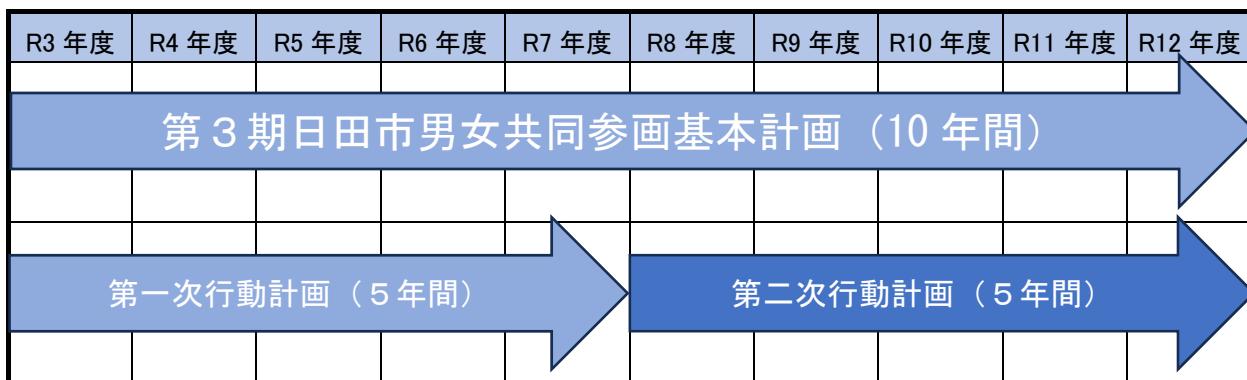


出典：国際連合広報センター

6

計画の期間

本計画の期間は10年間とし、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までを第一次行動計画、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までを第二次行動計画とします。

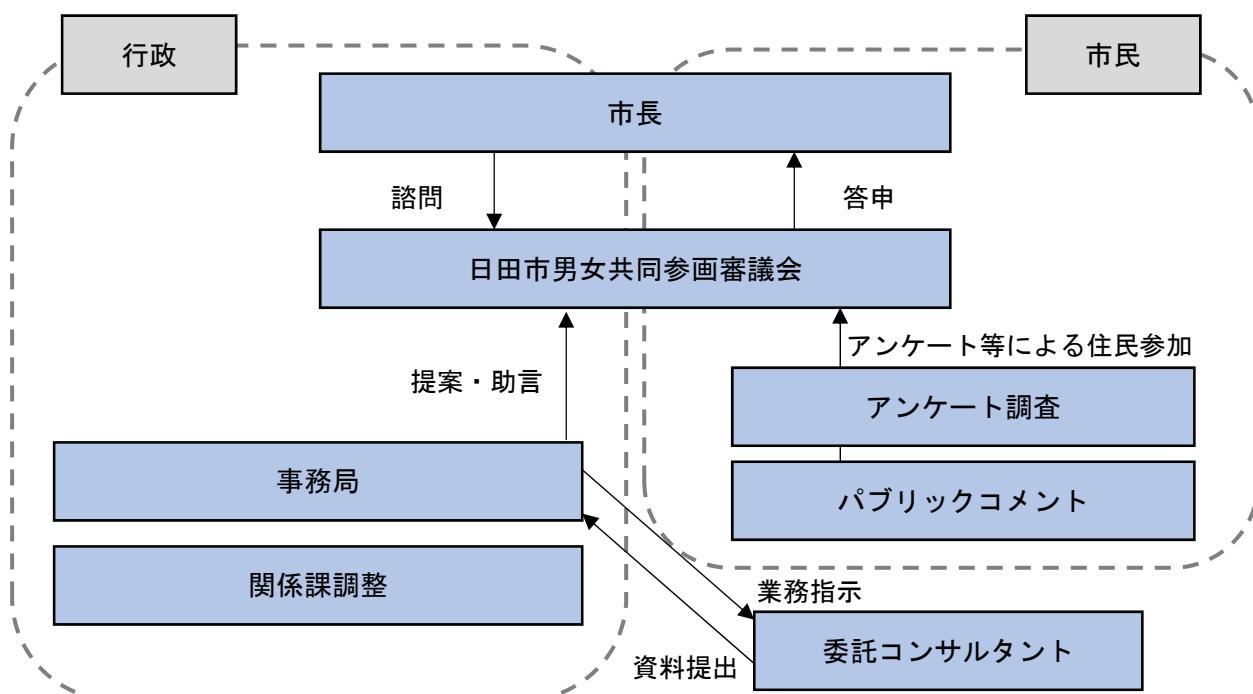


7

策定体制及び住民意見の反映

(1) 策定体制

第3期日田市男女共同参画基本計画 第二次行動計画の策定にあたっては、学識経験者、関連団体、公募市民など幅広い関係者で構成された「日田市男女共同参画審議会」を設置し、慎重な協議を重ね、本計画を策定しています。



(2) 住民意見の反映

①市民意識調査の実施

本計画の策定にあたり、本市在住の 16 歳以上の 1,700 名を無作為抽出法にて抽出、市民意識調査を実施し、本市の実態把握に努めました。

◆調査期間：令和6年7月 10 日（発送）～令和6年7月 31 日（締切）

◆調査方法：郵送配布・郵送/WEB 回収

◆回収状況

対象者	配布数	回答数	回答率
16 歳以上の男女	1700 件	473 件	27.8%

②パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、その内容について広く市民の皆さんから意見をうかがうため、パブリックコメントを実施しました。実施期間については、以下のとおりです。

◆実施期間 令和 7 年 12 月 25 日～令和 8 年 1 月 23 日

基本目標Ⅰ

【地域・社会では】互いの生き方を尊重しあえる環境づくり

あらゆる分野における方針決定の場への女性の参画促進については、「市管理職に占める女性職員の割合」では目標値を下回っており、経年による変化をみると女性管理職の登用はあまり進んでいない状況にありますが、「各種職場研修における女性職員の受講者数」では目標値を大きく上回っており、女性の政策決定の場への参画意識醸成のための取組が推進されています。「男女共同参画推進に関する講座の受講者数」では目標値を下回っており、地域における男女共同参画推進や関心を高めるためにも、事業の周知や呼びかけが必要です。「各種研修への女性職員の受講者数」では目標値を大きく上回っており、女性職員のキャリアアップのための取組が推進されています。この結果を女性管理職登用に繋げていくことが重要です。

DV 等あらゆる暴力根絶については、「出生者世帯数に対する訪問実施世帯数」で目標の 100%を達成しており、乳幼児虐待の早期発見や防止のため取組が進められています。また、DV 等に関する相談機関の周知に関して、「広報紙等への情報掲載回数」で目標値を上回っており、今後も引き続き DV の未然防止や悪化阻止のため、相談機関の周知が必要です。

男女共同参画社会の実現に向けた意識の向上については、「女性消防団員の活動回数」、「町歩きガイド」スキルアップ講座の女性受講率、「男女共同参画セミナーの開催回数」では目標値を下回っている状況です。「男女共同参画週間」における街頭啓発活動」に関しては、令和6年度は大雨で中止となったものの、のぼりの設置等による啓発活動を行っています。今後も様々な機会を通して市民の活動の支援や事業の周知、啓発活動に取り組んでいくことが重要です。また、男女共同参画に関する情報について、「広報紙等への掲載回数」では目標値を大幅に上回っており、市報や HP 等における市民への啓発や情報提供が積極的に行われています。今後もより多くの人が情報に触れることができるよう継続して取り組むことが重要です。

学校や地域における国際理解の推進については、「ALT 派遣回数」に関して、小学校では目標値を上回っています。中学校では目標値を下回っているものの、目標値に対する達成率は 90%を超えており、児童・生徒の国際的な交流や学習の機会が確保されています。今後も国際的感覚を身に付けた児童・生徒の育成に取り組むことが必要です。

成果指標	実績値		目標値
	R1年度	R6年度	
各種委員会や審議会等への女性委員の登用率	30.2%	30.7%	35.0%
「意識調査」において、女性が地域の集まりや作業の中で、男性とともに参加しにくい、あるいは男性と同じようには発言しにくいという雰囲気や状況があると感じる市民の割合	41.4%	26.4%	25.0%

(1) 重点課題1 あらゆる分野における方針決定の場への女性の参画促進

【施策の方向①】 政策・方針決定の場への女性の参画推進

No.	事業名	実績値		目標値
	指標	R1年度	R6年度	R7年度
1	各種委員会等への女性の参画促進	30.2%	30.7%	35.0%
	各種委員会等の女性委員登用率(%)			
2	市女性職員の管理職への登用	15.1%	14.7%	23.3%
	市管理職に占める女性職員の割合(%)			
3	市職員の職場研修の充実	212人/年	449人/年	220人以上/年
	各種職場研修における女性職員の受講者数			

【施策の方向②】 女性の人材育成と活動支援

No.	事業名	実績値		目標値
	指標	R1年度	R6年度	R7年度
4	市民活動に関する人材育成と確保	23人/年	17人/年	30人/年
	男女共同参画推進に関する講座の受講者数			
6	市女性職員の人材育成の充実	30人/年	83人/年	35人以上/年
	各種研修への女性職員の受講者数			

(2) 重点課題2 DV等あらゆる暴力の根絶

【施策の方向①】 DV等あらゆる暴力の防止及び相談体制の充実

No.	事業名	実績値		目標値
	指標	R1年度	R6年度	R7年度
7	暴力防止のための啓発活動の推進	1回/年	1回/年	1回/年
	DV防止に関する街頭啓発の実施			
10	乳幼児虐待予防の啓発	404/411世帯 98.3%	246/246世帯 100%	出生全世帯 100%
	出生者世帯数に対する訪問実施世帯数			
12	DV等の被害者保護のための相談窓口の充実	2回/年	1回/年	2回以上/年
	相談員の研修受講回数			
13	暴力の形態に応じた相談機関の周知	2回/年	5回/年	2回以上/年
	広報紙等への情報掲載回数			

(3) 重点課題3 男女共同参画社会の実現に向けた意識の向上

【施策の方向①】 地域活動における男女共同参画の推進

No.	事業名	実績値		目標値
	指標	R1年度	R6年度	R7年度
14	女性消防団員の登用・活動支援	51回/年	38回/年	51回/年
	女性消防団員の活動回数			
16	観光分野における人材の育成と活用	50%/年	48.38%/年	60%以上/年
	「町歩きガイド」スキルアップ講座の女性受講率			

【施策の方向②】 性別役割分担の是正に対する意識の向上

No.	事業名	実績値		目標値
	指標	R1年度	R6年度	R7年度
19	男女共同参画の意識づくりの推進	7回/年	5回/年	8回/年
	男女共同参画セミナーの開催回数			
20	啓発活動の推進－事業24再掲－	1回/年	0回/年	1回/年
	「男女共同参画週間」における街頭啓発活動			

【施策の方向③】 広報・啓発活動の推進

No.	事業名	実績値		目標値
	指標	R1年度	R6年度	R7年度
21	広報による啓発活動の推進	8回/年	21回/年	8回/年
	広報紙等への掲載回数			

(4) 重点課題4 学校や地域における国際理解の推進

【施策の方向④】 国際交流を通じた多様な価値観への理解や男女共同参画への学習の推進

No.	事業名	実績値		目標値
	指標	R1年度	R6年度	R7年度
23	国際理解教育の推進	小学校/749回 中学校/403回	小学校/790回 中学校/414回	小学校/780回 中学校/450回
	ALT派遣回数(年)			

基本目標Ⅱ

【家庭では】家族の一員として互いに協力しあう家庭づくり

家庭における男女共同参画の推進については、「婚姻届・出生届時等の資料配布率」で100%を達成しており、配布対象となる市民へ情報提供や啓発を行うことができています。継続して実施することで、男女が共に家事や育児等を行う家庭環境づくりを推進することが必要です。

安全で安心して暮らせる環境の整備について、育児に関する「各相談事業の開催合計回数」で目標値を上回っており、保護者の育児に対する不安の軽減や相談できる環境の整備が進められています。また、高齢者に関する施策では、年金に関する「広報紙やホームページ等への情報掲載回数」で、広報紙の交付回数が減少したこともあり、目標値を下回っているものの、達成率は90%を超えています。老人クラブに関しては、「老人福祉センターで開催される教室等の回数」で目標値を上回っている状況です。高齢者の暮らしに大きく関わる様々な情報の提供や、健康で充実した生活を送るための取組が推進されています。

福祉に関する施策では、家庭児童相談に関する「相談員の研修会受講回数」において目標値を下回っています。児童の健全な育成のため、支援の必要な家庭や児童の相談体制を充実させることが必要です。介護サービスに関しては「関係施設等への訪問回数」で目標値を下回っているものの、100%に近い達成率となっており、訪問による相談機会の充実が図られ、介護及び介護予防サービスの質の向上に向けて取組が推進されています。

成果指標	実績値		目標値
	R1年度	R6年度	
「意識調査」において、社会全体における男女が平等な状態にあると感じている市民の割合	15.9%	12.9%	20.0%

(1) 重点課題1 家庭における男女共同参画の推進

【施策の方向①】男女がともに家事や育児、介護等を行う家庭環境づくり

No.	事業名	実績値		目標値
	指標	R1年度	R6年度	
24	啓発活動の推進 － 事業20再掲 －	1回/年	0回/年	1回/年
	「男女共同参画週間」における街頭啓発活動			
25	啓発資料の作成・配布	100%	100%	100%
	婚姻届・出生届時等の資料配布率			

(2) 重点課題2 安全で安心して暮らせる環境の整備

【施策の方向①】 健康管理の充実

No.	事業名	実績値		目標値
	指標	R1年度	R6年度	R7年度
29	育児相談の充実	29回	31回	29回
	各相談事業の開催合計回数			
30	妊娠婦への健康管理の普及、啓発	5,169人/年	3,013人/年 (11.2回/人)	母子健康手帳交付者数 ×14回
	妊娠健康診査受診者延べ受診者数			

【施策の方向②】 豊かな生活をおくるための施策の充実

No.	事業名	実績値		目標値
	指標	R1年度	R6年度	R7年度
32	経済的自立の支援(年金受給権の確保)	17回/年	11回/年 (R6.4~広報の 交付24回/年 →12回/年)	24回/年
	広報紙やホームページ等への情報掲載回数			
33	老人クラブ施設研修の充実	各地区1~2回	1~2回/年 (15地区)	各地区1~2回
	老人クラブ施設見学の回数			
34	老人クラブ活動の充実	1,120回/年	1,144回/年	1,120回/年
	老人福祉センターで開催される教室等の回数			

【施策の方向③】 福祉に関する施策の充実

No.	事業名	実績値		目標値
	指標	R1年度	R6年度	R7年度
35	家庭児童相談の運営・充実	14回/年	7回/年	20回以上/年
	相談員の研修会受講回数			
37	子育てサービス利用者に対する支援の充実	1箇所	1箇所	1箇所
	利用者支援専門員の設置箇所数			
39	介護サービス利用者保護の推進	298回/年	297回/年	300回/年
	関係施設等への訪問回数			

基本目標Ⅲ

【職場では】個人の能力を発揮して安心して働く職場づくり

一人ひとりの能力が発揮できる職場環境づくりについては、雇用・労働に関する「広報紙等への情報提供回数」で目標値を上回っており、良好な職場環境づくりの推進のため、周知や啓発が積極的に行われています。

多様な労働形態への理解と環境の整備については、労働環境に関する施策では「家族経営協定締結農家戸数」、農業者年金に関する「資料、リーフレット等の配布枚数」において目標値を上回っています。協定締結によって、家族間のよりよい労働環境の整備促進と、農業従事者の経済的自立と安定のため、周知や情報提供等の取組が推進されています。「事業所向けセミナー等の開催回数」については、目標値を下回っていることから、企業に向けた男女共同参画に関する積極的な啓発が引き続き必要です。

女性の起業支援に関する施策では、「女性若者シニア起業支援資金の融資件数」で目標値を下回っている状況です。地域経済の活性化のためにも、女性をはじめとし起業意欲のある人々の活躍は重要であると考えられるため、支援を通して創業しやすい環境の整備や事業の周知が必要です。

家事・育児・介護支援に関する施策では、「各種保育サービスの利用児童数」において目標値を下回っており、これは子どもの人口減少によるものと考えられます。また、「支援センター等の利用者数」、「放課後児童クラブの開設箇所数」、「日田管内における育児休業取得者数」については、目標値を上回っています。育児に関する相談機関の充実や、子どもの居場所を提供することで児童の健全な育成に寄与し、育児休業制度等の整備促進により、ワーク・ライフ・バランスの推進が図られています。

成果指標	実績値		目標値
	R1年度	R6年度	
「意識調査」において、職場で女性は男性に比べ、仕事の内容や待遇面で差別されていると思う市民の割合	17.9%	16.1%	15.0%

(1) 重点課題1 一人ひとりの能力が発揮できる職場環境づくり

【施策の方向①】 働く場における男女平等な機会と公平な待遇の確保

No.	事業名	実績値		目標値
	指標	R1年度	R6年度	
42	雇用・労働関係法令の周知及び相談窓口等の情報提供	25回/年	22回/年	20回/年
	広報紙等への情報提供回数			

(2) 重点課題2 多様な労働形態への理解と環境の整備

【施策の方向①】男女がともに働きやすい労働環境づくり

No.	事業名	実績値		目標値
	指標	R1年度	R6年度	R7年度
43	就労の場における男女共同参画の啓発	2回/年	2回/年	2回/年
	事業所向けセミナー等の開催回数			
44	家族経営協定の推進	累計 157 戸	累計 183 戸	累計 177 戸
	家族経営協定締結農家戸数			
45	農業者年金事業の推進	5,913 枚	5,878 枚	5,700 枚
	資料、リーフレット等の配布枚数			

【施策の方向②】女性の起業、活動の支援

No.	事業名	実績値		目標値
	指標	R1年度	R6年度	R7年度
46	女性の起業支援	8件/年	6件/年	10件/年
	女性若者シニア起業支援資金の融資件数			

(3) 重点課題3 仕事と生活の調和への支援（ワーク・ライフ・バランス）

【施策の方向①】働く男女の家事、育児、介護支援の促進

No.	事業名	実績値		目標値
	指標	R1年度	R6年度	R7年度
47	多様な保育サービスの充実	16,476 人/年	13,990 人/年	16,158 人/年
	各種保育サービスの利用児童数			
48	子育て相談・支援の充実	37,261 人/年	28,924 人/年	18,770 人/年
	支援センター等の利用者数			
49	放課後児童健全育成事業の充実	17 箇所	20 箇所	19 箇所
	放課後児童クラブの開設箇所数			
51	就労の場における育児休業制度の整備推進	193 人/年	206 人/年	200 人/年
	日田管内における育児休業取得者数			

基本目標IV

【教育・学習の場では】男女平等教育・学習の環境づくり

男女平等の意識の向上については、人権啓発に関する「指導者向けの研修会等に派遣した回数」、において目標値を上回っており、幅広い人権問題に対して啓発を行える人権啓発指導者の育成が推進されています。人権に関する「講演会・研修会等の開催回数」、「人権啓発講座等の広報等への掲載回数」においては目標値を下回っているものの、90%を超える達成率となっています。今後も講演会等の開催や情報提供を通して、人権を尊重する意識の醸成や関心を高めていくことが重要です。

学校における男女平等教育・学習の機会の充実については、教育・学習に関する施策では、「小・中学校における人権学習開催校の割合」、「教職員を対象とした人権研修会等の開催校の割合」、「保護者に対する人権研修会等の開催校の割合」において目標値 100%を達成しています。児童・生徒への教育だけでなく教職員や保護者に対する啓発や研修も積極的に実施され、人権意識の高揚が図られています。

学校現場における暴力やセクハラの防止や相談体制に関する施策では、「小・中学校における体罰防止に関する研修会の開催校の割合」、「教職員を対象としたセクハラ防止研修会等の開催校の割合」において目標値 100%を達成しています。児童・生徒への体罰防止や教職員にとって安心できる職場環境の整備が推進されており、今後も各種研修等による啓発の継続が重要です。

成果指標	実績値		目標値
	R1年度	R6年度	
「意識調査」において男女平等教育を推進するうえで、家庭教育や学校教育においても男女平等についての教育が必要だと感じている市民の割合	57.7%	58.4%	50.0%

(1) 重点課題1 男女平等の意識の向上

【施策の方向①】一人ひとりの人権を尊重する意識の向上

No.	事業名	実績値		目標値
	指標	R1年度	R6年度	
52	人権啓発指導者の育成	6回/年	10回/年	6回/年
	指導者向けの研修会等に派遣した回数			
53	人権講演会等の開催	14回/年	13回/年	14回/年
	講演会・研修会等の開催回数			
55	広報による啓発活動の推進	12回/年	13回/年	14回/年
	人権啓発講座等の広報等への掲載回数			

(2) 重点課題2 学校における男女平等教育・学習の機会の充実

【施策の方向①】男女平等教育・学習の機会の充実

No.	事業名	実績値		目標値
	指標	R1年度	R6年度	R7年度
56	小・中学校における男女平等教育の充実	100%/年	100%/年	100%/年
	小・中学校における人権学習開催校の割合			
57	小・中学校における人権研修の充実	100%/年	100%/年	100%/年
	教職員を対象とした人権研修会等の開催校の割合			
58	保護者への啓発活動の推進	100%/年	100%/年	100%/年
	保護者に対する人権研修会等の開催校の割合			

【施策の方向②】学校現場での暴力、セクハラの防止及び相談体制の充実

No.	事業名	実績値		目標値
	指標	R1年度	R6年度	R7年度
59	体罰防止への啓発促進	100%/年	100%/年	100%/年
	小・中学校における体罰防止に関する研修会等の開催校の割合			
60	セクハラ防止への啓発促進	100%/年	100%/年	100%/年
	教職員を対象としたセクハラ防止研修会等の開催校の割合			

第2章

「第3期日田市男女共同参画基本計画」の概要

1

計画の理念

この計画は、「日田市男女共同参画推進条例」第3条に定められている6つの基本理念に基づき、一人ひとりが個性を生かし、活躍できるまちづくりを目指していくために策定しました。

【日田市男女共同参画推進条例 基本理念】

- ①男女が性別に関係なく個人の能力を発揮できる社会を目指しましょう。
- ②性別による固定的な考え方を解消し、男女がともに自由に活動できる環境をつくりましょう。
- ③男女がともに市の政策や事業者等の方針の決定の場に参画する機会を確保しましょう。
- ④男女がともに家族の一員として協力しあい、地域、学校等での活動との両立を目指しましょう。
- ⑤教育の場において、人権尊重を基本とした男女共同参画を推進するための教育に取り組みましょう。
- ⑥国際社会と協調し、男女共同参画を推進しましょう。

2

計画の基本目標

計画の理念を達成するため、「地域・社会」、「家庭」、「職場」、「教育・学習の場」の4つの活動の場において基本目標を設定し、施策を推進していきます。

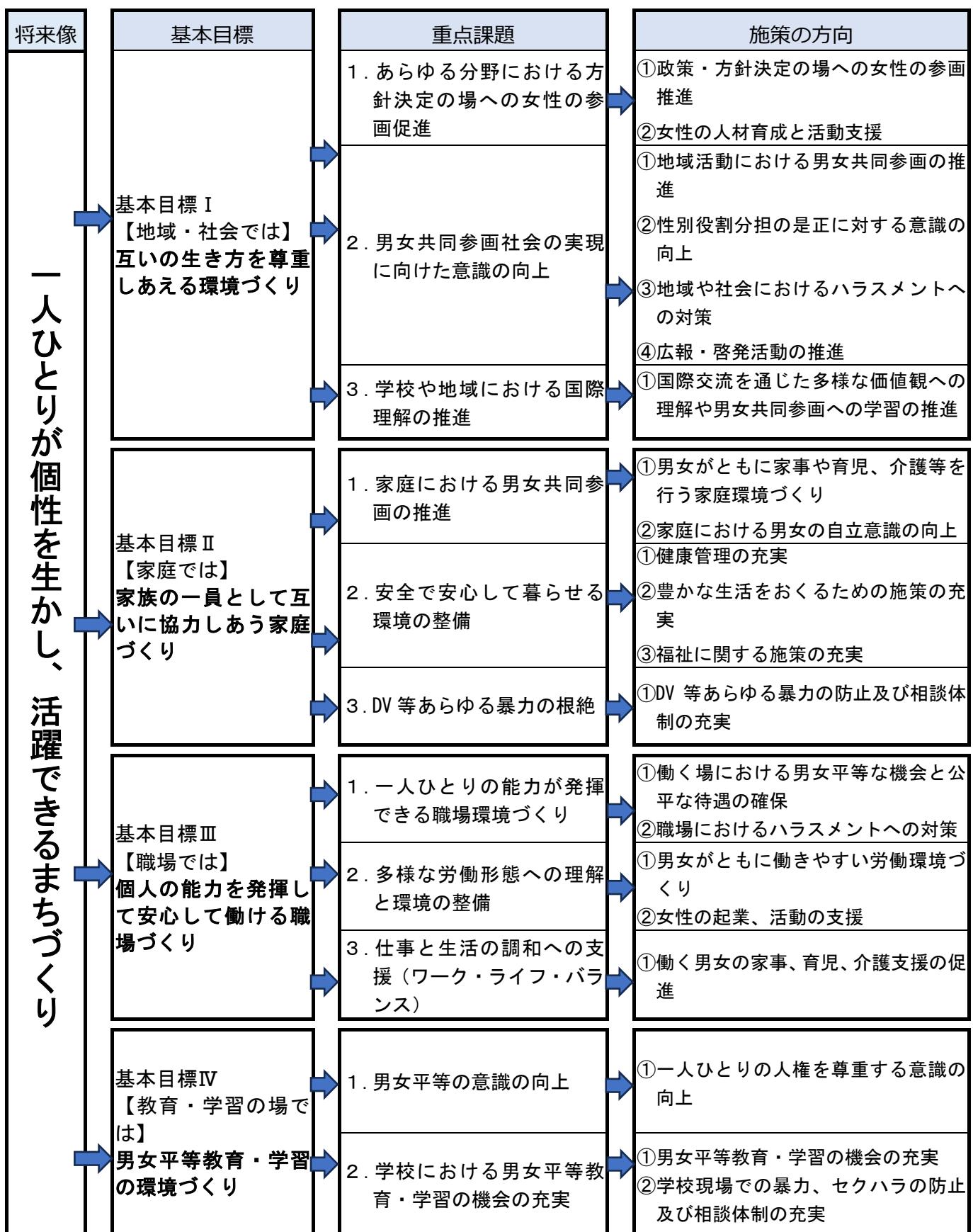
一人ひとりが個性を生かし、
活躍できるまちづくり

【地域・社会では】
互いの生き方を尊重しあえる環境づくり

【家庭では】
家族の一員として互いに協力しあう家庭づくり

【職場では】
個人の能力を発揮して安心して働く職場づくり

【教育・学習の場では】
男女平等教育・学習の環境づくり



基本目標		実施事業	掲載頁		
重点課題					
	施策の方向 連番				
I	1	①	1 各種委員会等への女性の参画促進		
			2 市女性職員の管理職への登用		
			3 市職員の職場研修の充実		
		②	4 市民活動に関する人材育成と確保		
			5 女性人材の活動支援		
			6 市女性職員の人材育成の充実		
	2	①	7 女性消防団員の登用・活動支援		
			8 日田市の明日の道を想う女性の会の活動支援		
			9 観光分野における人材の育成と活用		
			10 高齢者の地域社会への参画推進		
		②	11 「総合的な学習の時間」の推進		
	3	③	12 人権講演会等の開催		
			13 啓発活動の推進		
		④	14 人権講演会等の開催－事業 12 再掲－		
		④	15 啓発活動の推進－事業 13 再掲－		
		①	16 地域における国際理解の推進		
II	1	①	17 国際理解教育の推進		
			18 啓発資料の作成・配布		
		②	19 家庭教育セミナーの開催		
		②	20 「料理教室」の開催		
	2	①	21 自立のための啓発講座の開催		
			22 育児相談の充実		
		①	23 妊産婦への健康管理の普及、啓発		
		②	24 高齢者教室の開催		
			25 経済的自立の支援（年金受給権の確保）		
			26 老人クラブ施設研修の充実		
			27 老人クラブ活動の充実		
	③	③	28 家庭児童相談の運営・充実		
		③	29 子育て家庭への訪問支援の充実		

基本目標		実施事業	掲載頁		
重点課題					
施策の方向					
連番					
II	2	③	30 子育てサービス利用者に対する支援の充実		
			31 ひとり親家庭への支援の充実		
			32 介護相談員派遣事業に関すること		
			33 介護予防・生活支援サービスの充実		
			34 障がい者支援の充実		
III	3	①	35 暴力防止のための啓発活動の推進		
			36 高齢者に対する虐待の防止・権利擁護		
			37 児童に対する虐待の防止		
			38 乳幼児虐待予防の啓発		
			39 障がい者に対する虐待の防止		
			40 DV等の被害者保護のための相談窓口の充実		
IV	1	①	41 雇用・労働関係法令の周知及び相談窓口等の情報提供		
			42 雇用・労働関係法令の周知及び相談窓口等の情報提供-事業41再掲-		
	2	①	43 就労の場における男女共同参画の啓発		
			44 家族経営協定の推進		
			45 農業者年金事業の推進		
	3	①	46 起業支援		
			47 多様な保育サービスの充実		
			48 子育て相談・支援の充実		
			49 放課後児童健全育成事業		
			50 就労の場における育児休業制度の整備推進		
V	1	①	51 人権啓発指導者の育成		
			52 人権講演会等の開催-事業12再掲-		
			53 人権学習会の開催		
			54 啓発活動の推進-事業13再掲-		
	2	①	55 小・中学校における男女平等学習の充実		
			56 小・中学校における人権研修の充実		
			57 保護者への啓発活動の推進		
	②	②	58 体罰防止への啓発促進		
			59 セクハラ防止への啓発促進		
			60 相談体制の充実		

第3章

第二次行動計画の基本目標と施策の方向

基本目標Ⅰ【地域・社会では】 互いの生き方を尊重しあえる環境づくり

【目標の趣旨】

地域においては人口減少や少子高齢化等、様々な変化が急速に生じています。そのような中、誰もが地域で個性と能力を十分に発揮する機会が得られ、生きがいを感じながら生活できる地域社会の実現に向けた取組や施策が必要です。

地域における施策の対象の半分は女性であり、その内容は住民一人ひとりに大きな影響を与えます。地方公共団体における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大は、個人が尊重され、生き生きと活躍できる社会の実現のために不可欠です。

本市における女性議員や審議会委員等への登用状況は、県内他市町村と比べても低く、性別による役割の考え方を改めるとともに、女性の参画をサポートする環境整備が必要です。男女共同参画社会実現のためには、一人ひとりの意識の向上と、個人が尊重され、豊かで活力あるまちづくりが重要です。

【基本目標Ⅰ の成果指標】

成果指標	策定時（R6）
	目 標（R12）
各種委員会や審議会等への女性委員の登用率	30.7%
「意識調査」において、女性が地域の集まりや作業の中で、男性とともに参加しにくい、あるいは男性と同じようには発言しにくいという雰囲気や状況があると感じる市民の割合	26.4%

(1) 重点課題1 あらゆる分野における方針決定の場への女性の参画促進

【現状と課題】

市町村議会における議員、審議会における委員、自治会における自治会長、市町村公務員における管理職のいずれにおいても、女性の占める割合は大分県市町村全体の平均を下回っています。国会、地方議会における議員に占める女性の割合をみると、上昇傾向で推移しているものの、全体の1~2割程度となっています。この状況から、女性は男性に比べて政策や方針決定の場に参画する機会に関する機会が少ないことがうかがえます。

平成25年以降の日田市の審議会等への女性委員登用率の推移をみると、令和2年から令和4年は低下していますが、概ね30%前後で推移しています。審議会等に女性委員が少ない理由については、「男性優位の社会の仕組みや制度がある」が最も高くなっています。政治参加や方針決定の場面における男性優位といった固定的な社会通念や性別による役割の考え方を改め、女性の社会への参加をサポートする環境の整備が必要であると考えられます。

市町村議会における議員に占める女性の割合 単位:%(女性の数/総数)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
県内市町村全体	8.5(29/341)	9.9(34/344)	10.3(35/341)	12.8(44/343)
日田市	4.5(1/22)	4.5(1/22)	4.5(1/22)	9.1(2/22)

資料:市区町村女性参画状況見える化マップ

自治会における自治会長に占める女性の割合 単位:%(女性の数/総数)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
県内市町村全体	3.4(139/4,102)	3.6(148/4,104)	3.8(157/4,093)	3.8(129/3,438)
日田市	1.9(3/162)	2.5(4/162)	1.2(2/162)	1.2(2/162)

資料:市区町村女性参画状況見える化マップ

市町村公務員における管理職に占める女性の割合 単位:%(女性の数/総数)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
県内市町村全体	13.0(149/1,146)	14.6(161/1,101)	14.1(155/1,099)	15.7(175/1,116)
日田市	15.5(11/71)	11.1(8/72)	12.5(9/72)	14.5(10/69)

資料:市区町村女性参画状況見える化マップ

国会における議員に占める女性の割合 単位:%

区分	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
衆議院	9.7	10.0	10.3	15.7
参議院	23.1	25.8	26.7	25.5

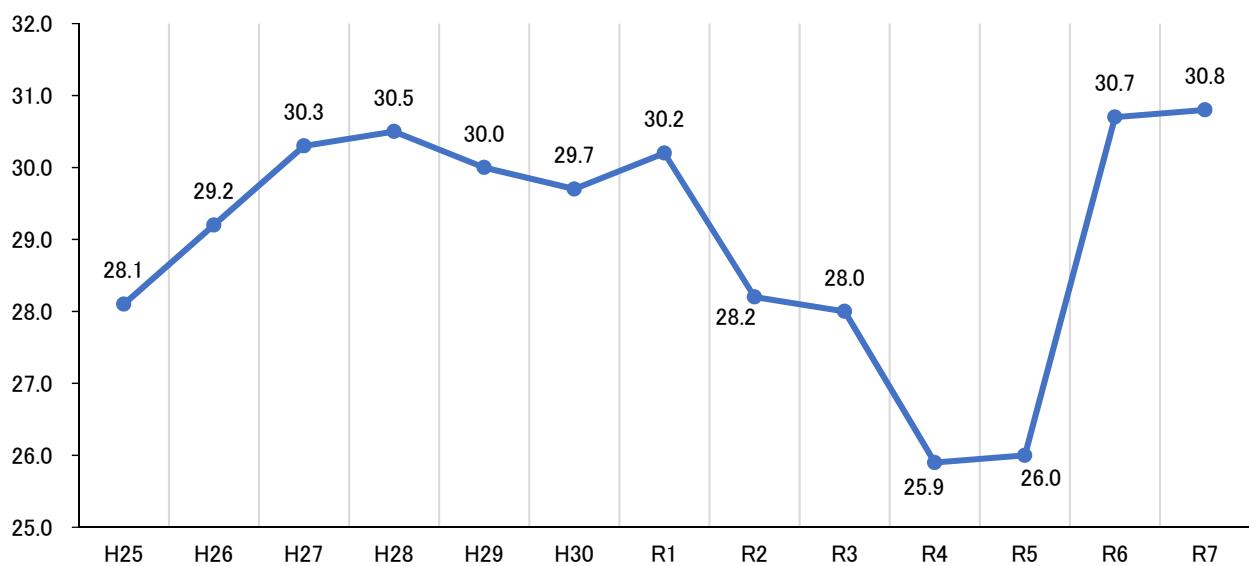
資料:男女共同参画局 女性の政策・方針決定過程への参画状況の推移(総括表)

地方議会における議員に占める女性の割合 単位:%(女性の数/総数)

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
地方議会合計	14.5 (4,684/32,249)	15.1 (4,829/32,021)	15.6 (4,939/31,725)	17.4 (5,519/31,779)

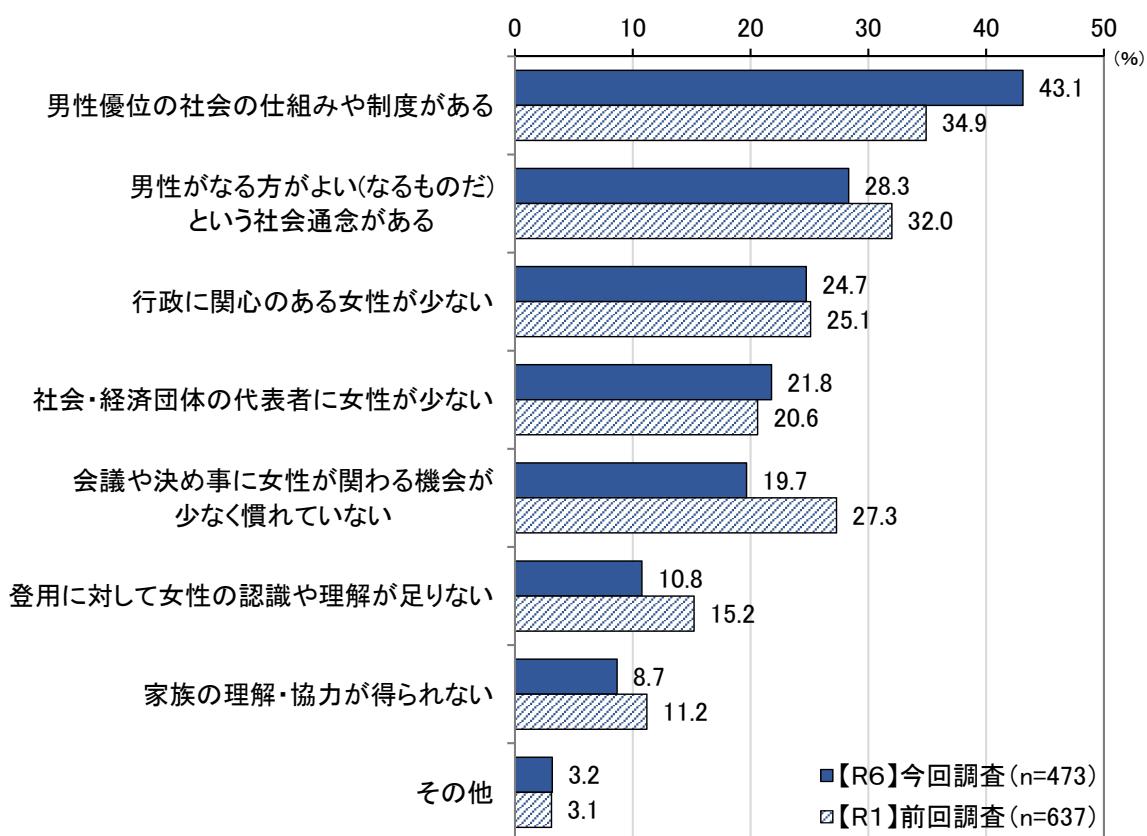
資料:男女共同参画局 女性の政策・方針決定過程への参画状況の推移

審議会等への女性委員登用率の推移



資料:日田市

審議会等に女性委員が少ない理由[問 28]



【施策の方向 ①政策・方針決定の場への女性の参画推進】

◆市の取組

No.	推進施策及び実施事業	指標	策定時 (R6)
			目標(R12)
1 継続	1. 各種委員会等への女性の参画促進 女性委員の登用率を毎年調査し、女性委員の登用率向上を図るため、各種委員会等への女性の参画を促進します。	各種委員会等の女性委員登用率	30.7%
			35.0%
2 継続	2. 市女性職員の管理職への登用 女性職員の管理職への積極的な登用に努めます。	市管理職に占める女性職員の割合	14.7%
			14.1%
3 継続	3. 市職員の職場研修の充実 全職員及び管理・監督者を対象とした研修会等を開催し、女性職員の政策能力の向上を促進します。	各種職場研修における女性職員の受講者数	449 人
			269 人

【施策の方向 ②女性の人材育成と活動支援】

◆市の取組

No.	推進施策及び実施事業	指標	策定時 (R6)
			目標 (R12)
4 継続	1. 市民活動に関する人材育成と確保 地域課題解決につながるまちづくり活動を行う人材を育成するため、これからの中づくりを担う若者や子育て世代を主な対象とした講座等を開催します。	まちづくり活動に関する講座の女性参加者割合	58.0%
			57.0%
5 継続	2. 女性人材の活動支援 男女共同参画社会の推進や地域づくりに取り組んでいる日田市女性団体連絡協議会の活動を支援します。	日田市女性団体連絡協議会会員数	30 人
			30 人
6 継続	3. 市女性職員の人材育成の充実 女性職員を対象とした研修会を開催し、管理職の育成を推進します。	各種研修会への女性職員の受講者数	83 人
			43 人

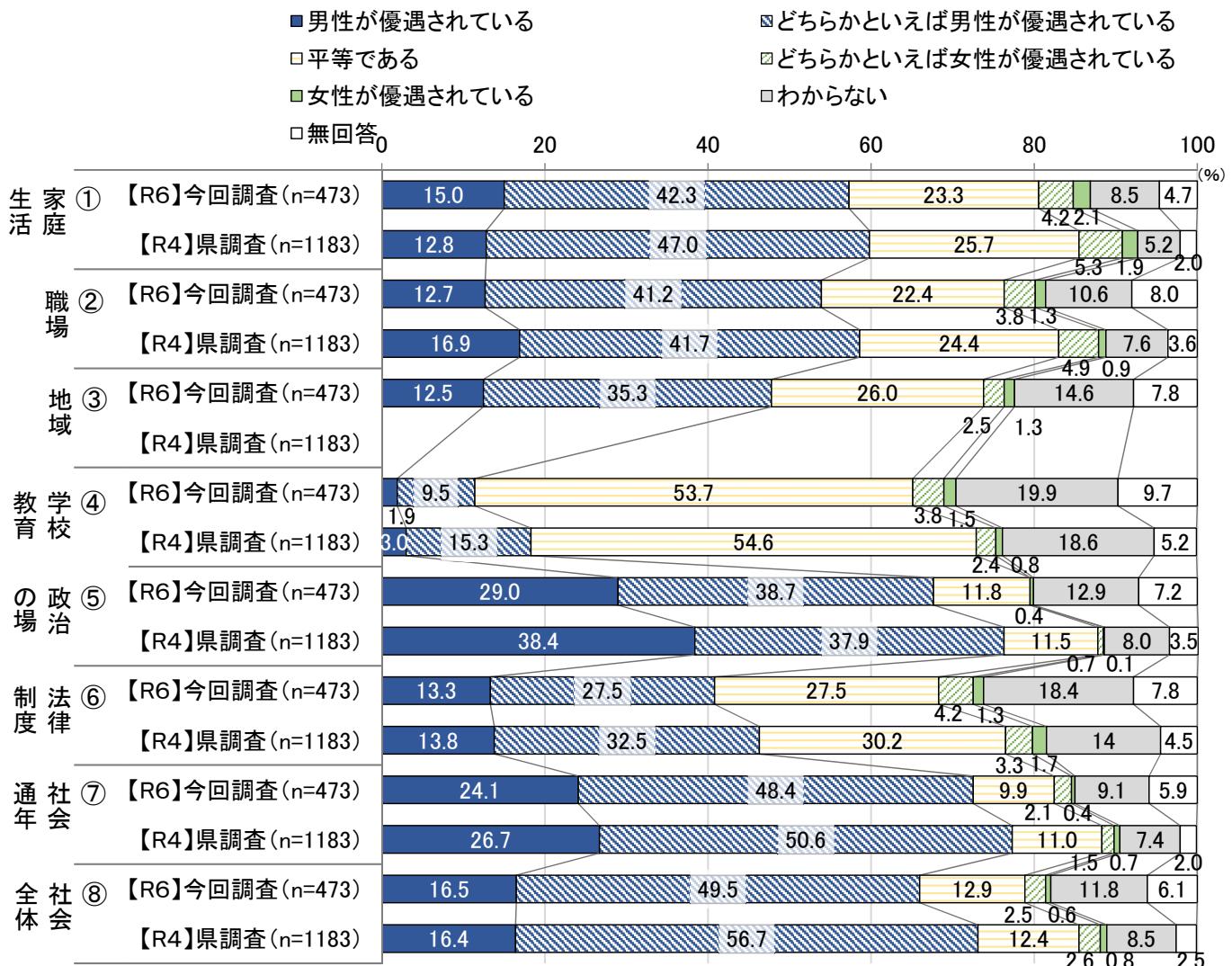
(2) 重点課題2 男女共同参画社会の実現に向けた意識の向上

【現状と課題】

以下の①～⑧の分野における男女の地位の平等感について、『男性優遇（「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計）』と『女性優遇（「女性が優遇されている」と「どちらかといえば女性が優遇されている」の合計）』をみると、『男性優遇』の割合は「社会通念・慣習・しきたり」が最も高く、次いで「政治の場」、「社会全体」となっています。一方、「平等である」は「学校教育」が最も高く、次いで「法律や制度」、「地域」なっています。

多くの場面で男性優遇を感じている人が多く、性別による不平等感は高い状況にあります。特に「社会通念・慣習・しきたり」は7割以上の人人が男性優遇を感じており、制度等の改善だけでなく、一人ひとりの意識を変えていくための取組が必要です。

- | | | | | | |
|----------------|--------|------|--------|--------|---------|
| ①:家庭生活 | ②:職場 | ③:地域 | ④:学校教育 | ⑤:政治の場 | ⑥:法律や制度 |
| ⑦:社会通念・慣習・しきたり | ⑧:社会全体 | | | | |



※県調査結果:大分県「令和4年度 男女共同参画社会づくりのための意識調査」報告書より

【施策の方向 ①地域活動における男女共同参画の推進】

◆市の取組

No.	推進施策及び実施事業	指標	策定時 (R6)
			目標 (R12)
7 継続	1. 女性消防団員の登用・活動支援 女性消防団員の登用に努め、その活動について積極的な支援を行うことで、火災予防や防災について女性目線を取り入れます。	女性消防団員の活動回数	38 回/年
			48 回/年
8 継続	2. 日田市の明日の道を想う女性の会の活動支援 よりよい道路環境整備の促進に向けて、日田市の明日の道を想う女性の会の活動を支援します。	関係団体への要望活動等の支援	4 回/年
			4 回/年
9 継続	3. 観光分野における人材の育成と活用 観光分野における女性の参画及び観光誘客促進のため、観光ガイドの育成を支援します。	視察研修・ガイドスキルアップ講座の女性受講率	48.38%
			60%以上/年
10 継続	4. 高齢者の地域社会への参画推進 老人クラブが行う地域への社会奉仕活動や、一人暮らし等を対象とした友愛訪問活動などの取り組みを支援することにより、高齢者が健やかで安心して暮らしていく地域づくりを目指します。	市老人クラブ連合会、単位老人クラブの活動支援	—
			—
11 継続	5. 「総合的な学習の時間」の推進 地域に根付いた人、物、ことを題材として創意工夫した学習活動を支援します。	授業実施校割合: 小学校 18 校 中学校 12 校	100%
			100%

【施策の方向 ②性別役割分担の是正に対する意識の向上】

◆市の取組

No.	推進施策及び実施事業	指標	策定時 (R6)
			目標 (R12)
12	1. 人権講演会等の開催 市民を対象とした人権講演会をはじめ、自治会・企業・行政の三者による合同研修会等を開催し、性別による差別意識をはじめセクシャル・ハラスメント、ジェンダー・ハラスメント等の人権問題の解消に努めます。	講演会・研修会等の開催回数	14回/年
			14回/年
13 継続	2. 啓発活動の推進 男女共同参画含む人権に関する情報を、市の広報やホームページ等に掲載し、より多くの市民に関心を持ってもらうとともに、男女共同参画事業への参加を促進します。	広報紙等への掲載回数	13回/年
			14回/年

【施策の方向 ③地域や社会におけるハラスメントへの対策】

◆市の取組

No.	推進施策及び実施事業	指標	策定時 (R6)
			目標 (R12)
14	1. 人権講演会等の開催－事業 12 再掲－ 市民を対象とした人権講演会をはじめ、自治会・企業・行政の三者による合同研修会等を開催し、性別による差別意識をはじめセクシャル・ハラスメント、ジェンダー・ハラスメント等の人権問題の解消に努めます。	講演会・研修会等の開催回数	14回/年
			14回/年

【施策の方向 ④広報・啓発活動の推進】

◆市の取組

No.	推進施策及び実施事業	指標	策定時 (R6)
			目標 (R12)
15 継続	1. 啓発活動の推進－事業 13 再掲－ 男女共同参画含む人権に関する情報を、市の広報やホームページ等に掲載し、より多くの市民に関心を持ってもらうとともに、男女共同参画事業への参加を促進します。	広報紙等への掲載回数	13回/年
			14回/年

(3) 重点課題3 学校や地域における国際理解の推進

【現状と課題】

男女共同参画社会基本法、日田市男女共同参画推進条例において、男女共同参画社会の形成に関する基本理念の一つとして「国際的協調」が掲げられています。また、2015年(平成27年)に採択された、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(SDGs)の中でも、ジェンダー平等を実現することやパートナーシップで目標を達成することが目標の一つに掲げられています。

しかし、日本の現状をみると、世界経済フォーラムが発表した2025年(2025.6.12発表)のジェンダーギャップ指数では、148か国中118位とG7の中では最下位という結果になっています。分野別でみると、「教育」、「健康」においては世界トップクラスであるものの、特に「政治」の値が低くなっています。男女共同参画社会の実現に向け、男女平等に関する国際規範や基準を取り入れ、情報の提供や国際理解教育を進めていく必要があります。

【施策の方向 ①国際交流を通じた多様な価値観への理解や男女共同参画への学習の推進】

◆市の取組

No.	推進施策及び実施事業	指標	策定時 (R6)
			目標 (R12)
16 継続	1. 地域における国際理解の推進 各地区公民館等において国際理解のための講座等の事業実施を推進します。	講座等の参加者数	164人
			150人
17 継続	2. 国際理解教育の推進 児童・生徒とALT(外国語指導助手)との交流を通して、国際理解・異文化への理解を推進します。	ALT派遣回数(年)	1,204回
			1,140回

基本目標Ⅱ【家庭では】 家族の一員として互いに協力しあう家庭づくり

【目標の趣旨】

男女共同参画社会の形成にあたって、男女が共に家庭生活における活動とその他の活動の両立を図ることができるようになることが課題の一つであり、男性も女性も同様に家族の一員としての責任を担い、それを社会が支援することが重要です。

しかし、本市の意識調査の結果をみると、家事等の家庭での役割の多くを女性が担っているのが現状です。家事は女性がするものといった意識を改め、固定的な役割分担にとらわれず、家族みんなで協力することが大切です。

その他、高齢者や障がい者、ひとり親家庭等の様々な状況にある人々が自立した生活を送ることができるような支援や施策の推進、またDV等あらゆる暴力の防止や暴力の形態に応じた幅広い取組を推進することで、全ての人が安心して暮らすことができるまちをつくることが重要です。

【基本目標Ⅱの成果指標】

成果指標	策定時（R6） 目 標（R12）
「意識調査」において、家庭生活における男女が平等な状態にあると感じている市民の割合	23.3%
	30.0%

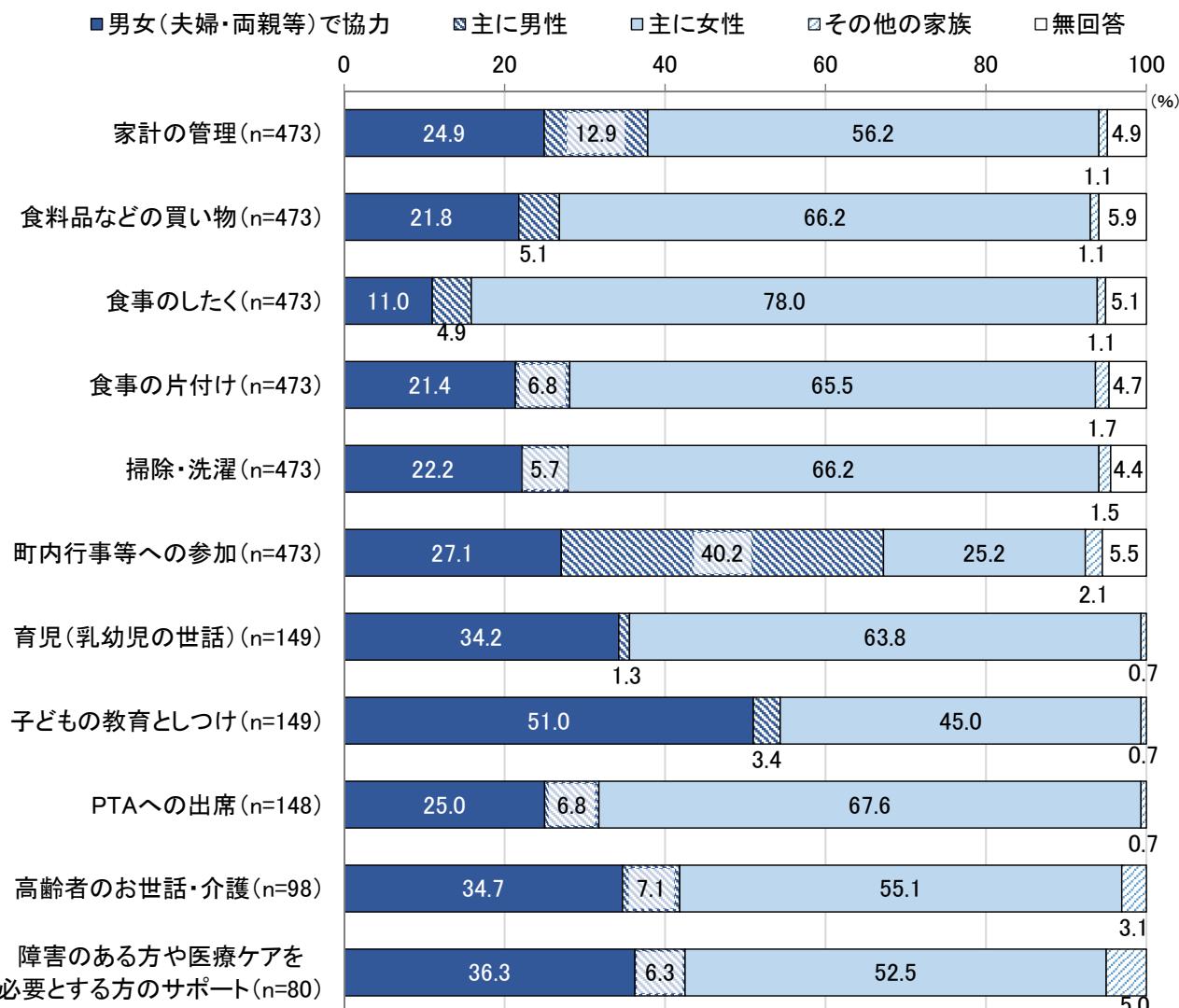
(1) 重点課題1 家庭における男女共同参画の推進

【現状と課題】

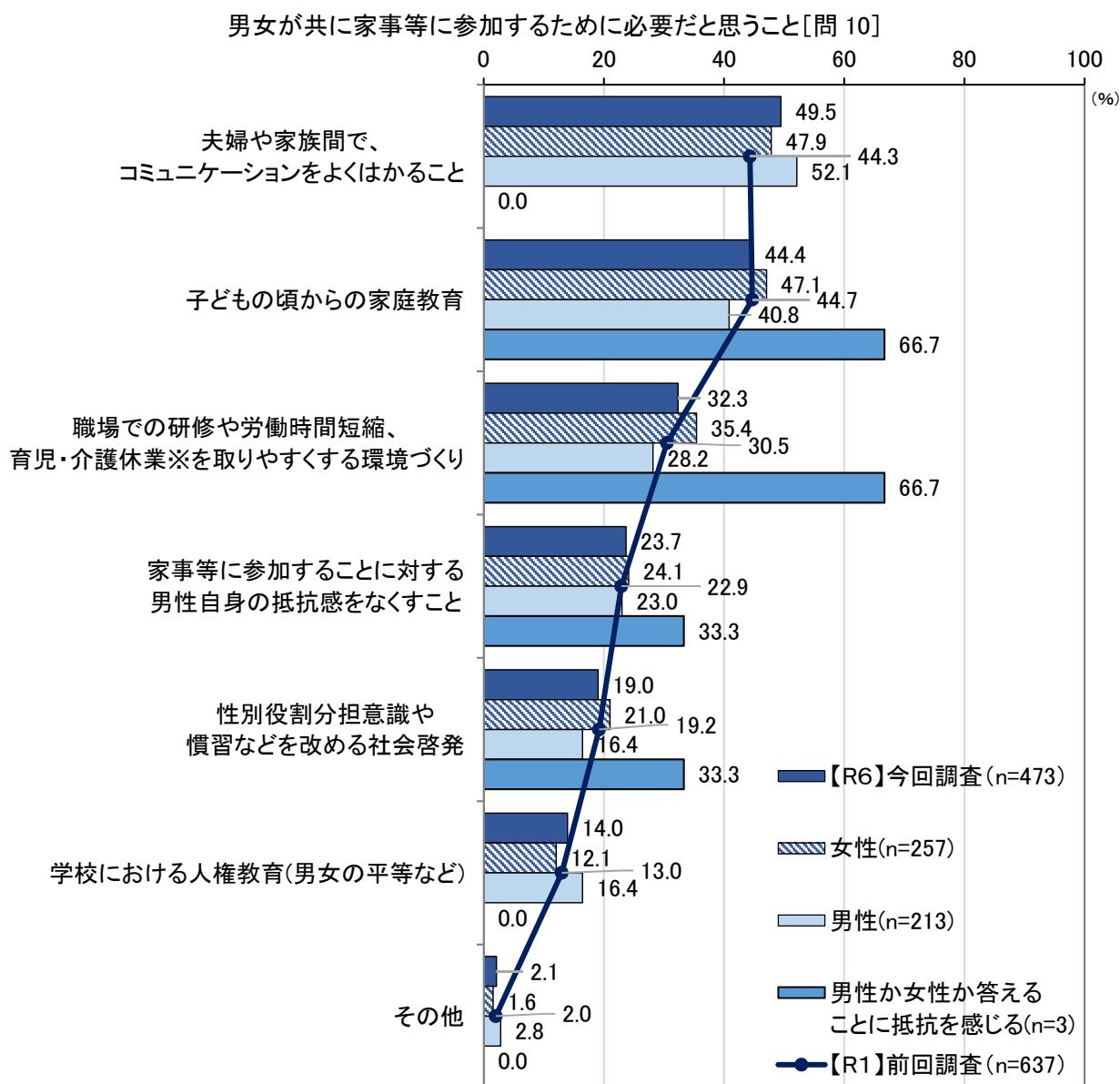
家庭での役割分担の状況をみると、食事のしたくや掃除・洗濯等の家事、育児や介護等の多くを女性が負担している状況となっています。男女が共に家事等に参加するために必要だと思うことについては、「夫婦や家族間で、コミュニケーションをよくはかること」が最も高くなっています。

男性も積極的に家庭のことに関わり、家庭内での役割分担ができるよう、固定的性別役割分担意識の払拭と共に、パートナー同士話し合う時間を設ける等、互いの役割や希望を尊重することが重要です。また、家庭での男女共同参画の推進のためには、個人の意識だけでなく、働き方の見直し等家庭での時間を多く持つことができるような支援も必要であり、企業や社会全体における意識改革も不可欠です。

家庭での役割分担の状況[問9]



※「育児(乳幼児の世話)」、「子どもの教育としつけ」、「PTA 会への出席」は子どもがいる方のみ、「高齢者のお世話・介護」、「障害のある方や医療ケアを必要とする方のサポート」は家庭に介護等を必要とする方がいる場合のみ回答のため、各項目の回答者を対象者としています。



【施策の方向 ①男女がともに家事や育児、介護等を行う家庭環境づくり】

◆市の取組

No.	推進施策及び実施事業	指標	策定時 (R6)
			目標 (R12)
18 継続	1. 啓発資料の作成・配布 「男女で共に担う家事・育児・介護」等の啓発資料を作成し、婚姻届・出生届時等に配布することにより、男女共同参画の意識啓発に努めます。	婚姻届、出生届時等の資料配布率	100%
			100%
19 継続	2. 家庭教育セミナーの開催 各地区公民館における家庭教育セミナーの開催を支援する。	セミナー開催数	81回
			80回

【施策の方向 ②家庭における男女の自立意識の向上】

◆市の取組

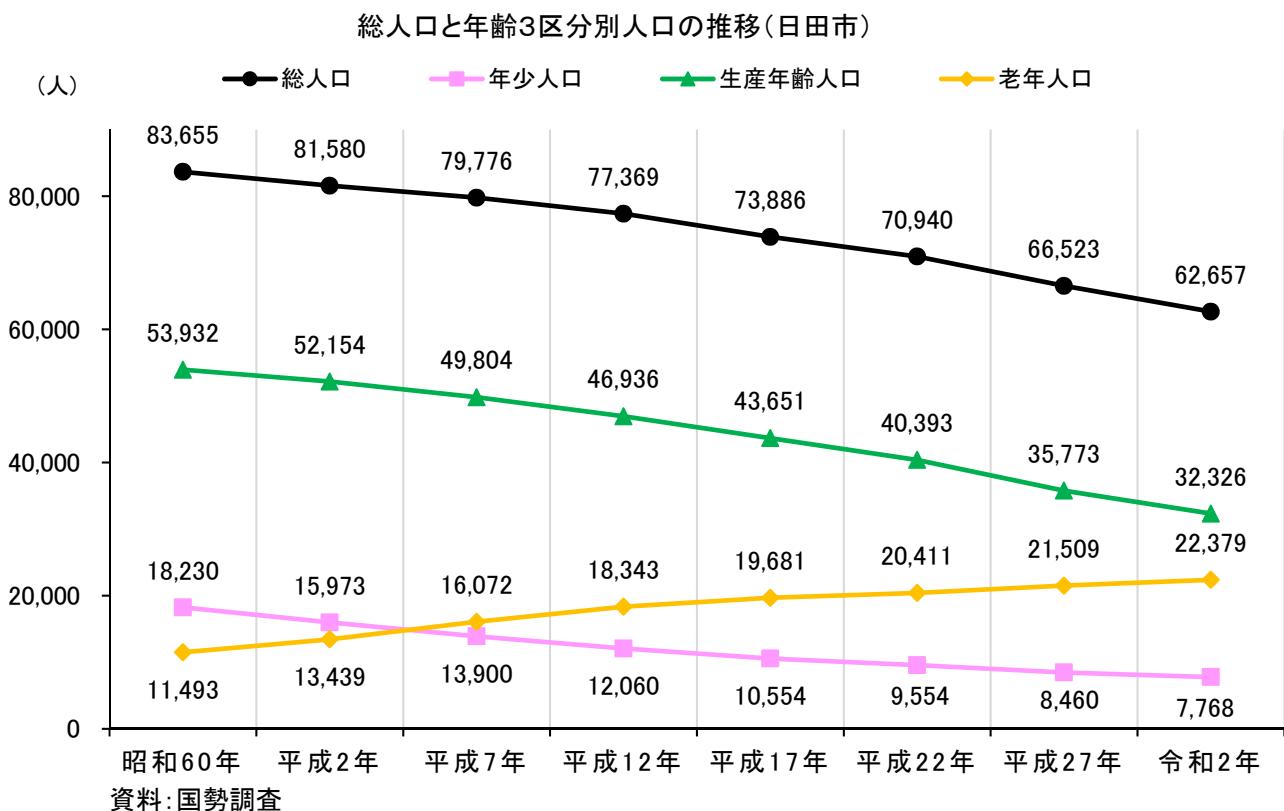
No.	推進施策及び実施事業	指標	策定時 (R6)
			目標 (R12)
20 継続	1. 「料理教室」の開催 各地区公民館における料理教室の開催を支援し、女性に偏りがちな家庭生活における男女共同参画を推進します。	'料理教室'開催数	59回
			75回
21 継続	2. 自立のための啓発講座の開催 各地区公民館における自己表現能力等の向上のための講座や教室(男女ともに学ぶセミナー)等の開催を支援します。	各種セミナー開催数	128回
			125回

(2) 重点課題2 安全で安心して暮らせる環境の整備

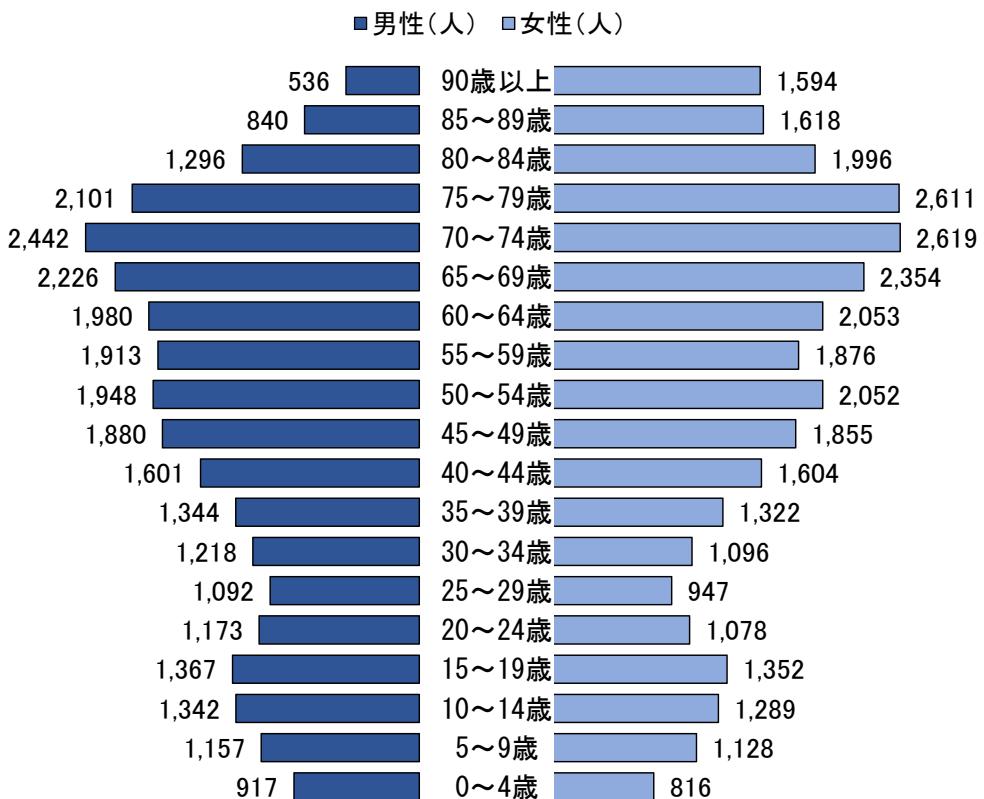
【現状と課題】

本市の総人口、生産年齢人口、年少人口のいずれも、昭和60年から減少傾向にあります。一方で、老人人口は増加傾向にあり、平成2年から平成7年の間で年少人口を上回って、令和2年までその差は広がっています。5歳階級別男女別人口をみても、20代、30代は他に比べて少なくなり、生産年齢人口やこれからを担う年少人口の減少による地域の担い手不足が懸念されます。これからの経済社会の持続的発展のためにも、すべての人々がお互いに支え合う仕組みづくりと共に、あらゆる分野における女性の参画拡大、活躍の推進が重要であると考えられます。

若年出産の割合をみると、令和5年は上昇し、国や県を上回る水準となっています。若年出産の背景には、母親が十分な教育機会を得られないことや、職業選択等にも影響がでてしまい、様々な面で困難な状況に陥ってしまう可能性があることが考えられます。その可能性を勘案した上で、困難な状況にある当事者に寄り添った相談体制の整備や就労支援等の検討が必要です。

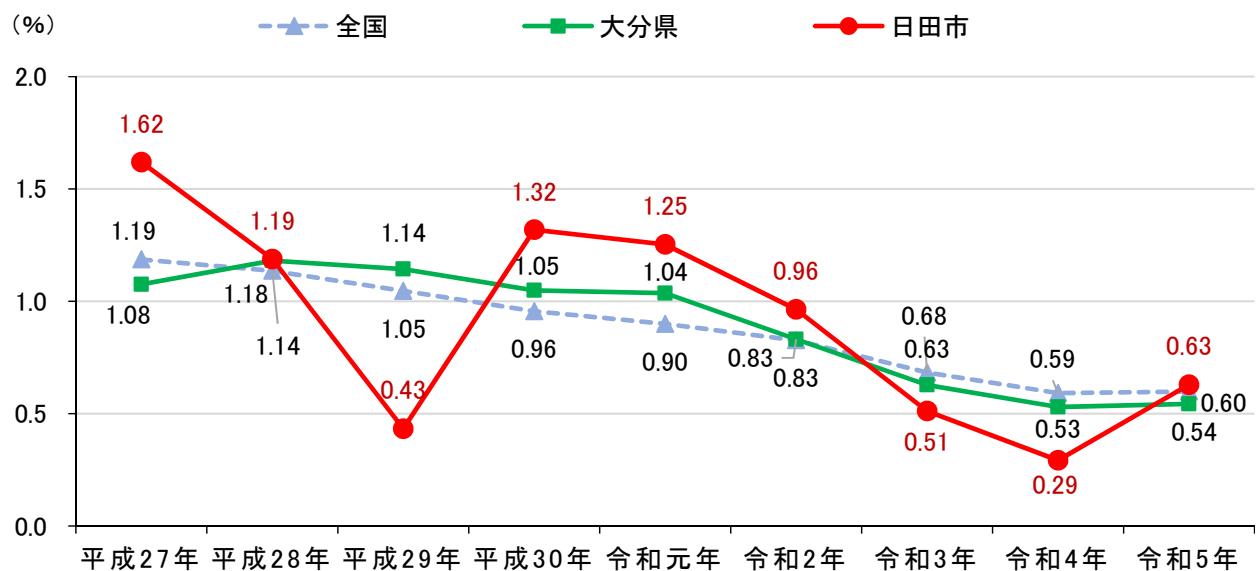


5歳階級別男女別人口(日田市:令和7年5月31日現在)



資料:日田市 HP

若年出産(母が20歳未満)割合の推移



資料:人口動態統計

【施策の方向 ①健康管理の充実】

◆市の取組

No.	推進施策及び実施事業	指標	策定時 (R6)
			目標 (R12)
22 継続	<p>1. 育児相談の充実 乳幼児の健康の保持増進を図るため、妊娠産婦や乳幼児の保護者に対して個々のケースに応じた相談や指導を行い、育児相談ができる環境を整えます。</p>	各相談事業の開催合計回数	たまご学級: 年 14 回 乳幼児相談: 年 14 回 離乳食教室: 年 4 回
23 継続	<p>2. 妊産婦への健康管理の普及、啓発 母子健康手帳交付時及びたまご学級で健診の重要性を伝え、妊婦健康診査を実施することで、妊産婦の健康管理を図ります。</p>	妊婦健康診査受診者延べ受診者数	11.2 回/人 妊婦健康診査受診者数(延べ人数)/ 母子健康手帳交付者数 = 14 回

【施策の方向 ②豊かな生活をおくるための施策の充実】

◆市の取組

No.	推進施策及び実施事業	指標	策定時 (R6)
			目標 (R12)
24 継続	1. 高齢者教室の開催 人の交流や学習活動等を通じ、生きがいづくりのきっかけをつくるとともに、地域社会への参画を促進します。	高齢者教室開催数	332 回
			400 回
25 継続	2. 経済的自立の支援(年金受給権の確保) 年金制度に対する意識や役割について、広報での啓発を行うとともに相談窓口の充実を図ります。	広報への情報掲載回数	11 回/年
			12 回/年
26 継続	3. 老人クラブ施設研修の充実 老人クラブによる各種研修会や施設研修を支援することにより、高齢者の教養の向上を図りながら、生きがいを持って暮らしていく地域づくりを目指します。	老人クラブ施設見学の回数	各地区 1~2 回/年
			各地区 1~2 回/年
27 継続	4. 老人クラブ活動の充実 老人クラブが行うスポーツ大会や趣味の教室、農園管理等諸活動の取り組みを支援することにより、高齢者の生きがいづくりや健康づくりを推進します。	老人クラブが行う、趣味の教室等の開催回数	1,144 回/年
			1,150 回/年

【施策の方向 ③福祉に関する施策の充実】

◆市の取組

No.	推進施策及び実施事業	指標	策定時 (R6)
			目標 (R12)
28 継続	1. 家庭児童相談の運営・充実 家庭児童福祉に関する専門的な相談指導を行い、児童相談所との連携を図り、児童を取り巻く問題解決のため、子育て家庭の支援に努めます。	相談員の研修会受講回数	7回
			10回
29 継続	2. 子育て家庭への訪問支援の充実 育児不安を抱える子育て家庭を専門のボランティア(ホームビジター)が訪問し、育児相談を受けたり、育児等をともに行うことにより、孤立感の解消や不安の軽減を図り、地域とのつながりを持つきっかけづくりを行います。	訪問を必要とする家庭の支援	—
			—
30 継続	3. 子育てサービス利用者に対する支援の充実 妊婦や子育て中の保護者等が、多様な教育・保育施設や各種保育サービスを円滑に利用できるよう支援を行うための相談窓口機能として、利用者支援専門員を配置します。	利用者支援専門員の設置箇所数	1箇所
			1箇所
31 継続	4. ひとり親家庭への支援の充実 社会的・経済的に不安定な状態であるひとり親家庭に対し、日常生活や就労に関する相談を行うとともに、資格取得や医療費の助成、児童扶養手当の支給を行い、生活の安定と自立の支援に努めます。	ひとり親家庭への各種支援	—
			—
32 継続	5. 介護相談員派遣事業に関すること 施設等に介護相談員を派遣するとともに、相談窓口体制の充実を図り、介護サービス等に対する相談や苦情に応え、介護及び介護予防サービスの質の向上に努めます。	関係施設等への訪問回数	297回/年
			297回/年

No.	推進施策及び実施事業	指標	策定時（R6）
			目標（R12）
33 継続	6. 介護予防・生活支援サービスの充実 高齢者が在宅で安心した生活を継続できるよう、地域包括支援センターなどの相談窓口の周知及び利用促進を図りながら、各種介護予防サービスの充実に結び付けます。	関係機関の活動支援	—
			—
34 継続	7. 障がい者支援の充実 障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、相談窓口の周知及び利用促進を図るとともに、相談支援体制の充実と各種福祉サービスの推進に努めます。	相談支援事業所等との連携による支援	—
			—

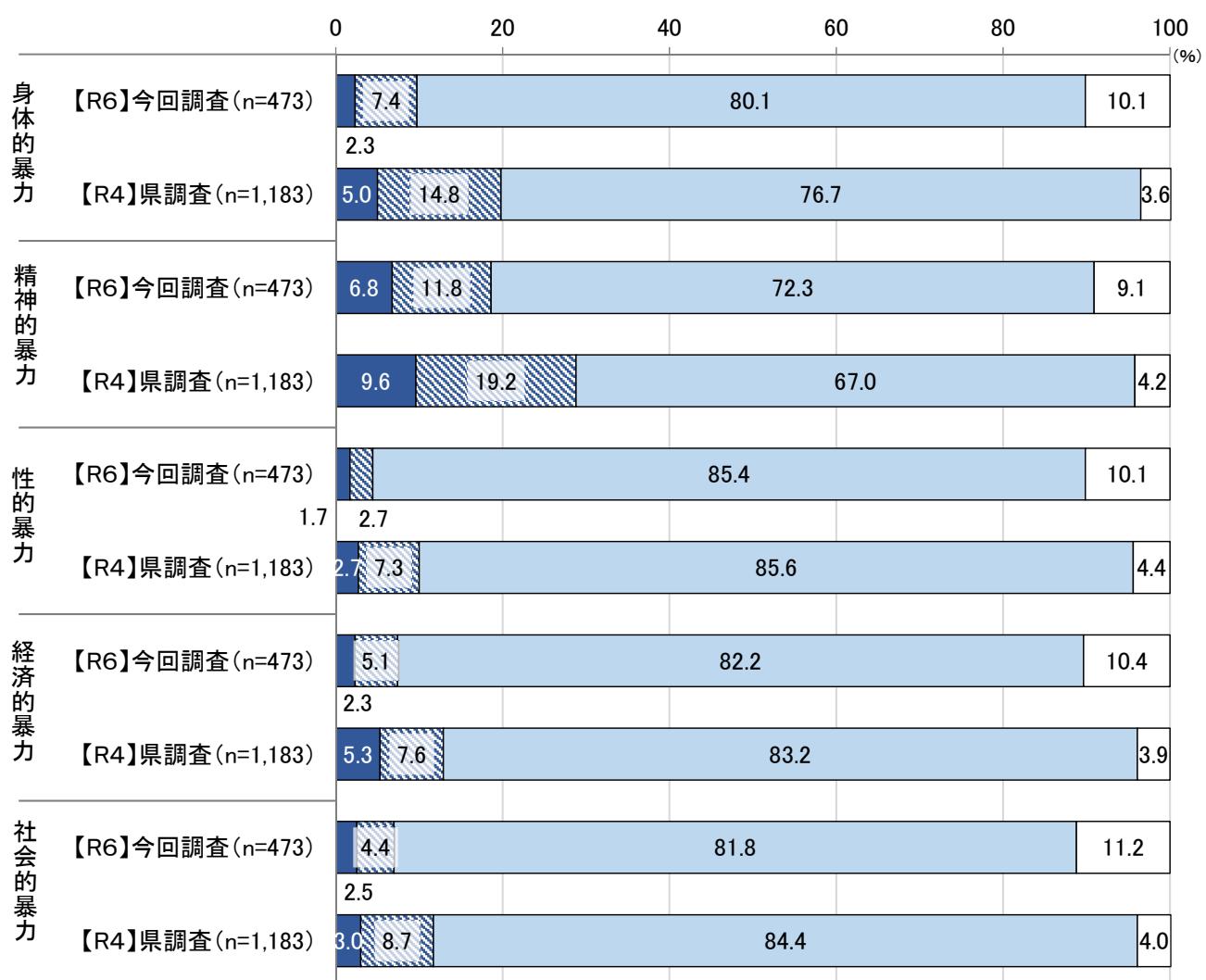
(3) 重点課題3 DV等あらゆる暴力の根絶(日田市DV対策基本計画)

【現状と課題】

配偶者や親しい関係者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」）についての現状をみると、受けた経験があったという回答が一定数あり、受けたことがある人の相談状況をみると「相談しなかった、できなかった」人の割合が最も高くなっています。相談できなかった理由としては、「相談しても無駄だと思ったから」が最も高く、被害を受けても諦めや無力感、自責感から誰にも相談せずに被害を一人で抱え込んでいる人が多い状況がうかがえます。また、「どこ（誰）に相談してよいのかわからなかったから」という回答も一定数あることや、受けている被害をDVと認識していない人がいる可能性も視野に、相談窓口や相談手段、DVに関する様々な情報の周知の強化が必要です。

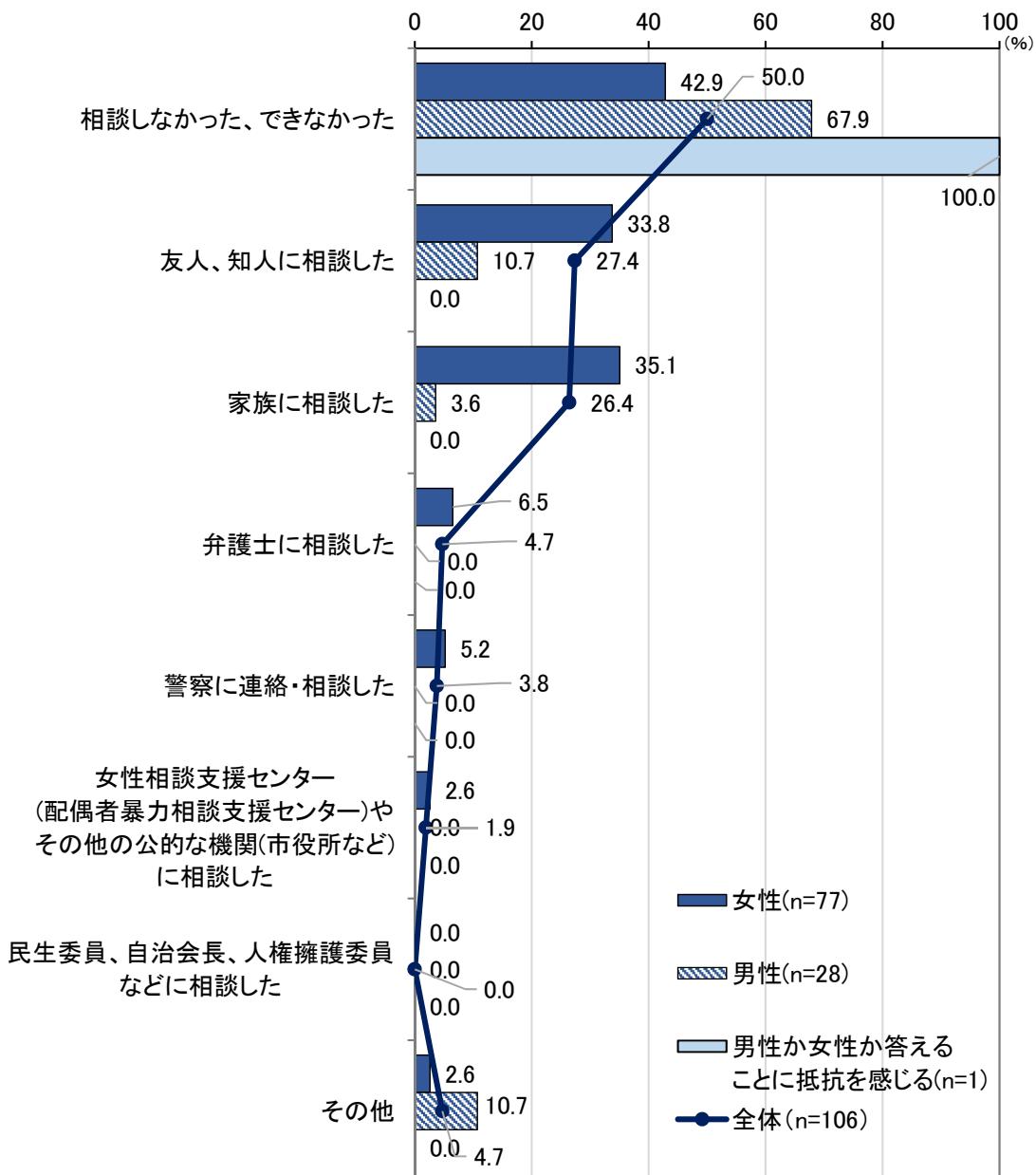
DVを受けた経験の有無[問24]

■何度もあった ▨1, 2度あった □まったくない □無回答

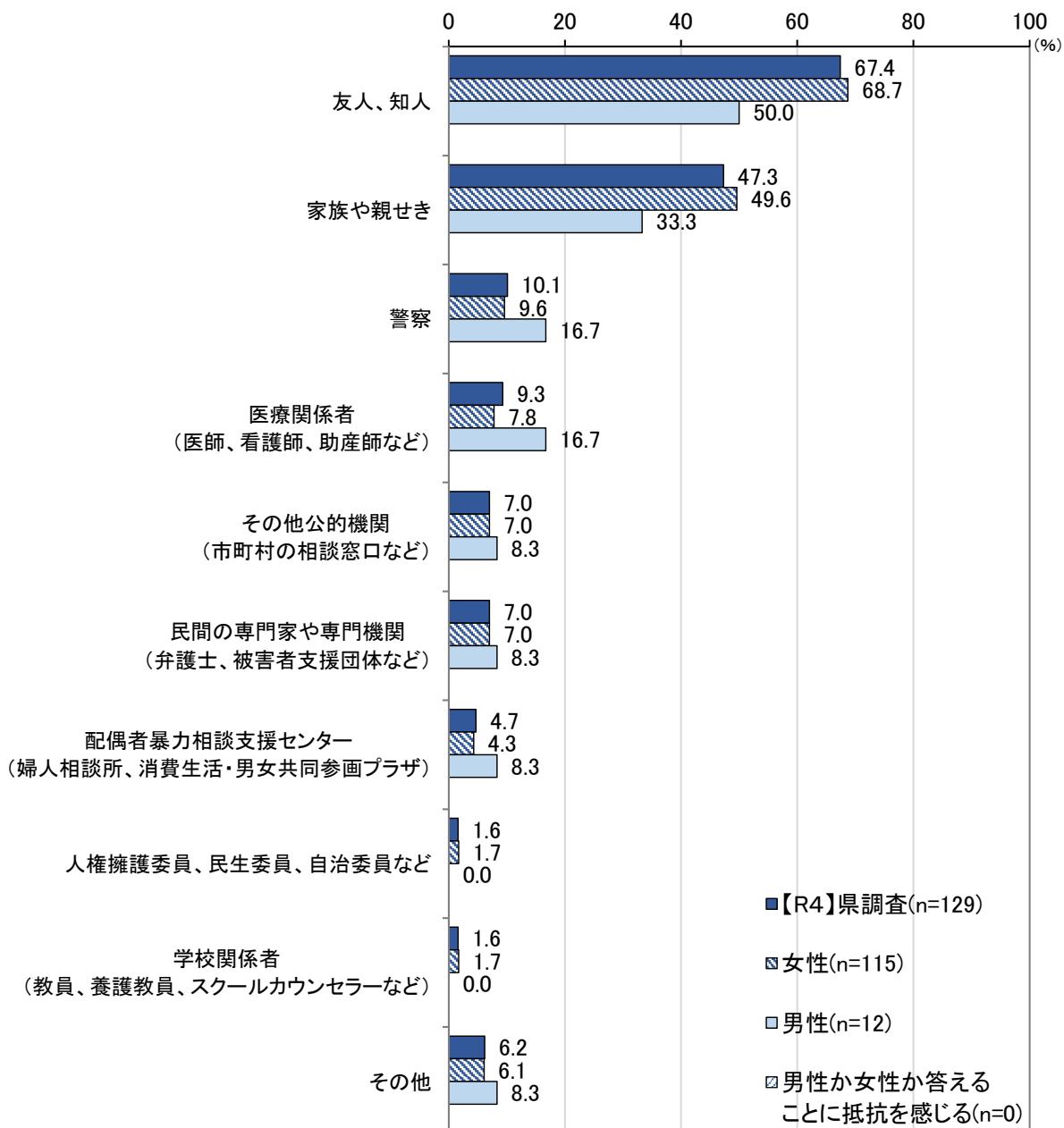


※県調査結果:大分県「令和4年度 男女共同参画社会づくりのための意識調査」報告書より

DVについての相談状況[問 24-1]

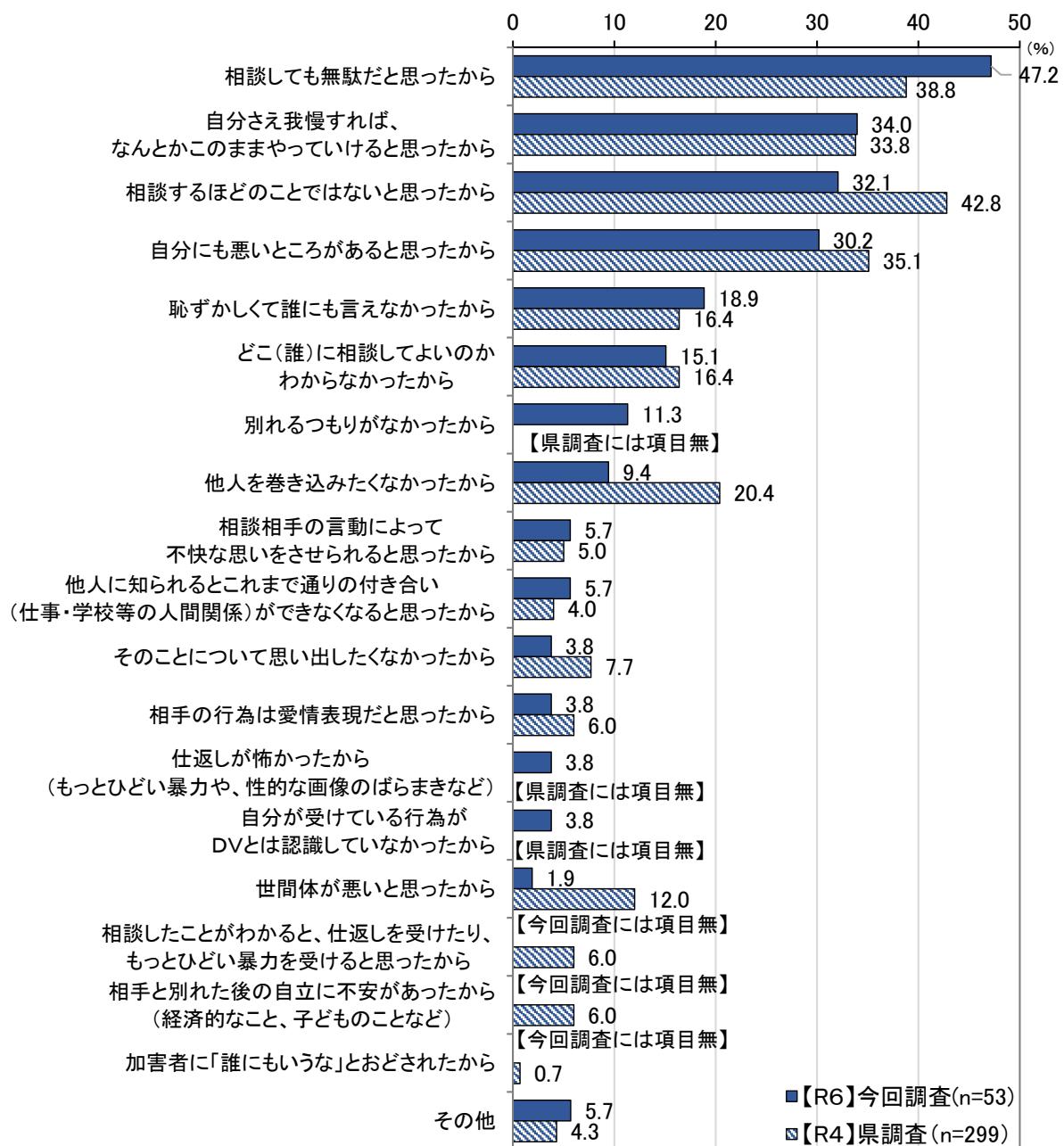


【参考】DVについての相談先(県調査)



※県調査結果:大分県「令和4年度 男女共同参画社会づくりのための意識調査」報告書より

相談しなかった理由[問 24-2]



*県調査結果:大分県「令和4年度 男女共同参画社会づくりのための意識調査」報告書より

【施策の方向 ①DV等あらゆる暴力の防止及び相談体制の充実】

◆市の取組

No.	推進施策及び実施事業	指標	策定時（R6）
			目標（R12）
35 継続	1. 暴力防止のための啓発活動の推進 女性に対する暴力をなくす運動週間に啓発活動を実施し、市民の意識の向上を図るとともに、DVに関する相談機関の周知を図ります。	DVの防止および相談窓口に関する啓発活動の実施	1回/年
			1回/年
36 継続	2. 高齢者に対する虐待の防止・権利擁護 地域包括支援センターが中心となり、高齢者虐待防止のための普及啓発や早期発見に努めるとともに、地域組織や関係機関等との連携を図りながら、高齢者の権利擁護や養護者に対する適切な支援を行います。	相談体制の充実	—
			—
37 継続	3. 児童に対する虐待の防止 子育て支援連絡協議会における研修や、街頭啓発活動を行い、関係機関との連携により、児童虐待の予防及び早期発見、その適切な保護と支援に努めます。	相談体制の充実	—
			—
38 継続	4. 乳幼児虐待予防の啓発 関係機関との連携により、乳幼児に対する虐待の早期発見、防止に努めます。また、早期に乳児訪問を実施することにより、家庭での乳児の状況を把握し、育児支援の充実を図ります。	出生者世帯数に対する訪問実施世帯数	出生全世帯
			出生全世帯
39 継続	5. 障がい者に対する虐待の防止 「障害者虐待防止法」及び「障がいによる差別を解消し誰もが心豊かに暮らせるまちづくり条例」について、広く市民に周知・啓発を図り、障がい者に対する虐待の予防及び早期発見に努めるとともに、その適切な保護と支援を行います。	相談体制の充実	—
			—

No.	推進施策及び実施事業	指標	策定時（R6）
			目標（R12）
40 継続	<p>6. DV等の被害者保護のための相談窓口の充実</p> <p>配偶者からの暴力(DV, デートDV等)などの被害者に対して、相談にあたる職員の資質の向上と相談しやすい体制を確立し、また、啓発、教育活動によるDVの予防及び支援に努めます。</p>	相談員の研修受講回数	1回/年 2回/年

基本目標Ⅲ【職場では】 個人の能力を発揮して安心して働く職場づくり

【目標の趣旨】

人口減少等による将来的な地域の担い手不足が懸念される中、経済社会の持続的な発展のためにはお互いに支え合う仕組みづくりと、女性の活躍推進が重要です。

職場においては、女性と男性が均等な機会を享受し、意欲と能力に応じた均等な待遇を受けることができるようになることが必要であり、誰もが安心して働き生活ができるよう、取組を推進することが重要です。

しかし、本市の意識調査の結果をみると、「差別されていると思う」の回答が一定数あり、職場における女性への冷遇が存在していることがうかがえます。また、正規雇用と非正規雇用の割合をみると、男性よりも女性の方が非正規雇用の割合が高く、家庭生活との両立がしやすいという理由で、女性は非正規雇用を選択している可能性が考えられます。

男性も女性も、希望する就労形態で家庭生活と職業生活を両立できるよう、女性に偏りがちな家庭での役割に対する支援制度の充実とともに、個人を尊重する考え方やパートタイム労働法、育児・介護休業法等の関係法令を企業等にも広く周知啓発に努めることが必要です。

【基本目標Ⅲの成果指標】

成果指標	策定時（R6）
	目 標（R12）
「意識調査」において、職場で女性は男性に比べ、仕事の内容や待遇面で差別されていると思う市民の割合	16.1%
	10.0%

(1) 重点課題1 一人ひとりの能力が発揮できる職場環境づくり

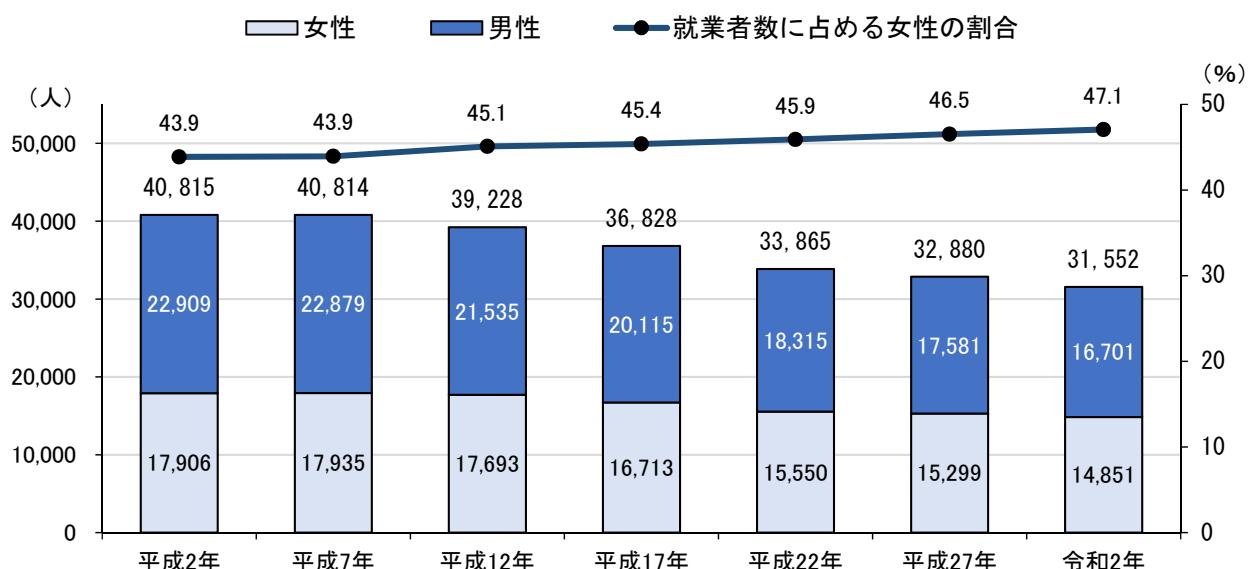
【現状と課題】

本市の就業者に占める女性の割合は上昇傾向にあり、令和2年には47.1%と男性とほぼ同等の割合となっています。しかし、国と大分県の男女の給与についてみると、令和元年と令和6年で、国では男性と女性の給与格差は縮まっていますが、大分県では格差が広がっています。

職場での女性の就労環境については、「差別されていると思う」の回答が一定数みられ、就業者に占める割合はほぼ同等でも、職場における女性への冷遇が存在していることがうかがえます。その内容については、「賃金に格差がある」の回答割合が最も高く、次いで「昇進・昇格に差別がある」となっています。

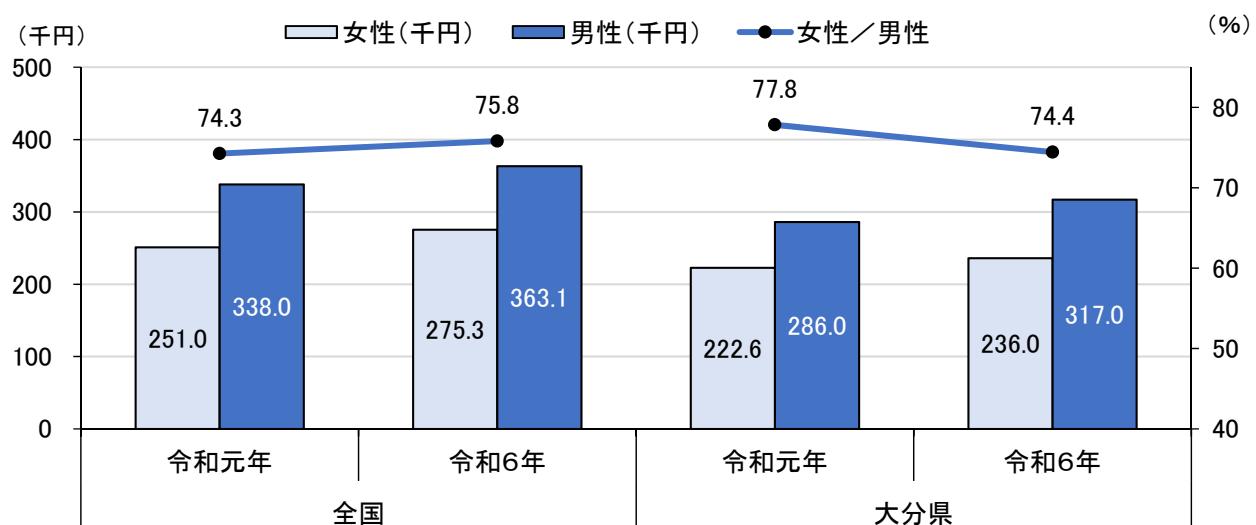
女性の労働力率と管理的職業従事者の割合をみると、本市は大分県の中では女性の労働力率が高く、女性の管理職登用も進んでいる状況にありますが、職場における男女の地位の平等感においても半数以上が男性優遇を感じているように、昇進や昇格、給与等の様々な面において男性中心の考え方方が浸透している職場が依然としてあることがうかがえます。男性も女性も一人ひとりが自分の能力を十分に発揮でき、働きやすいと思える職場環境を整えていく必要があります。

男女別就業者数と就業者に占める女性の割合(日田市)



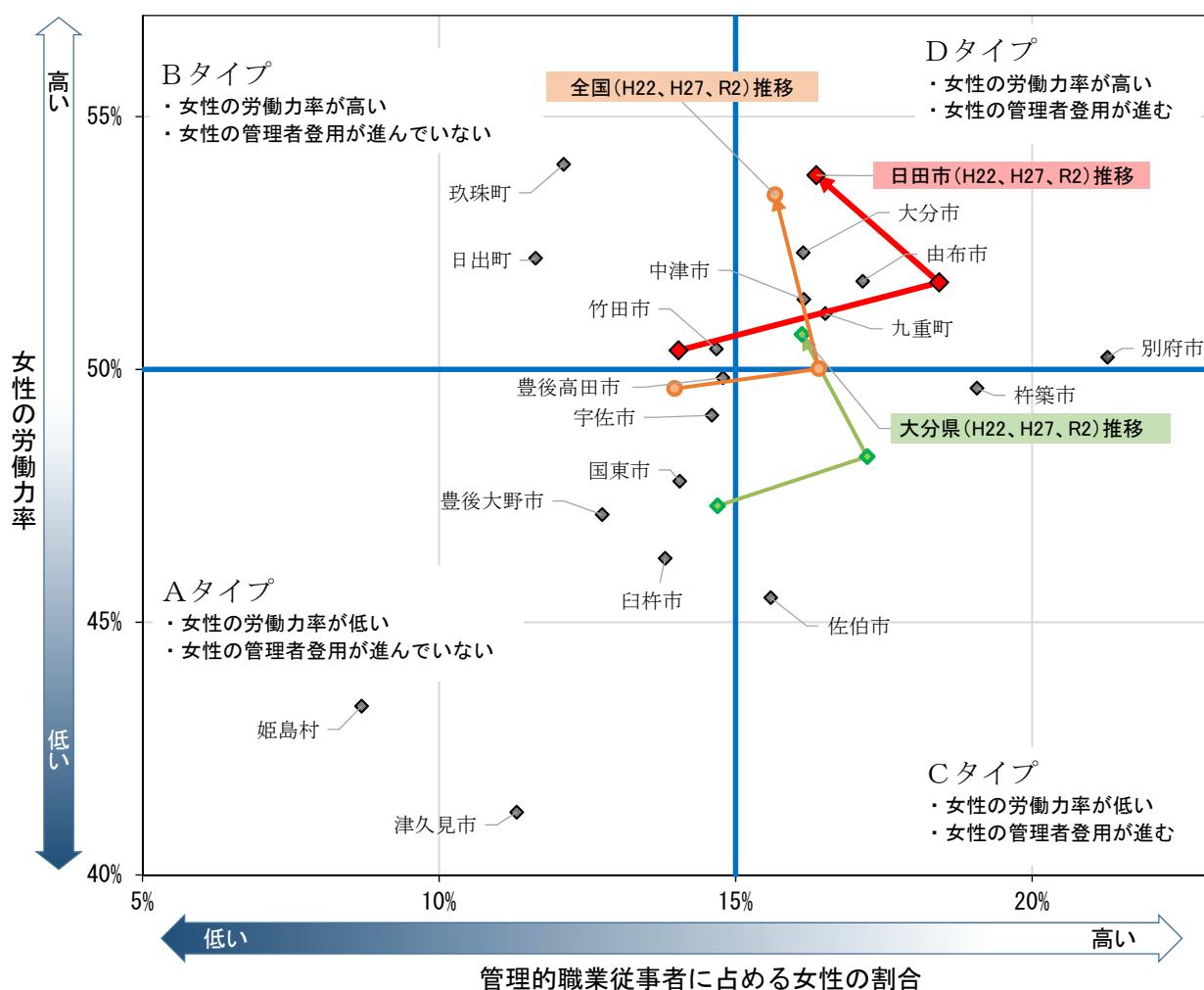
資料:国勢調査

男女の給与(所定内給与額:企業規模10人以上)の比較



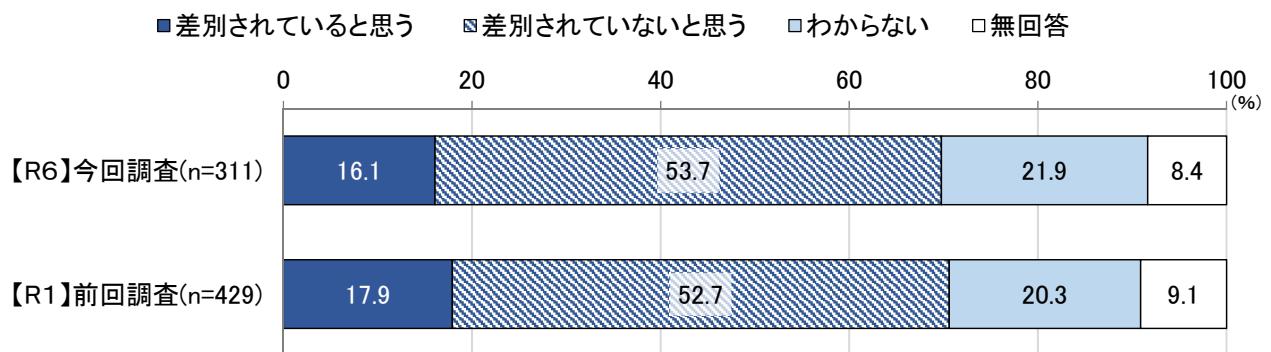
資料:賃金構造基本統計調査

女性の労働力率と管理的職業従事者の割合

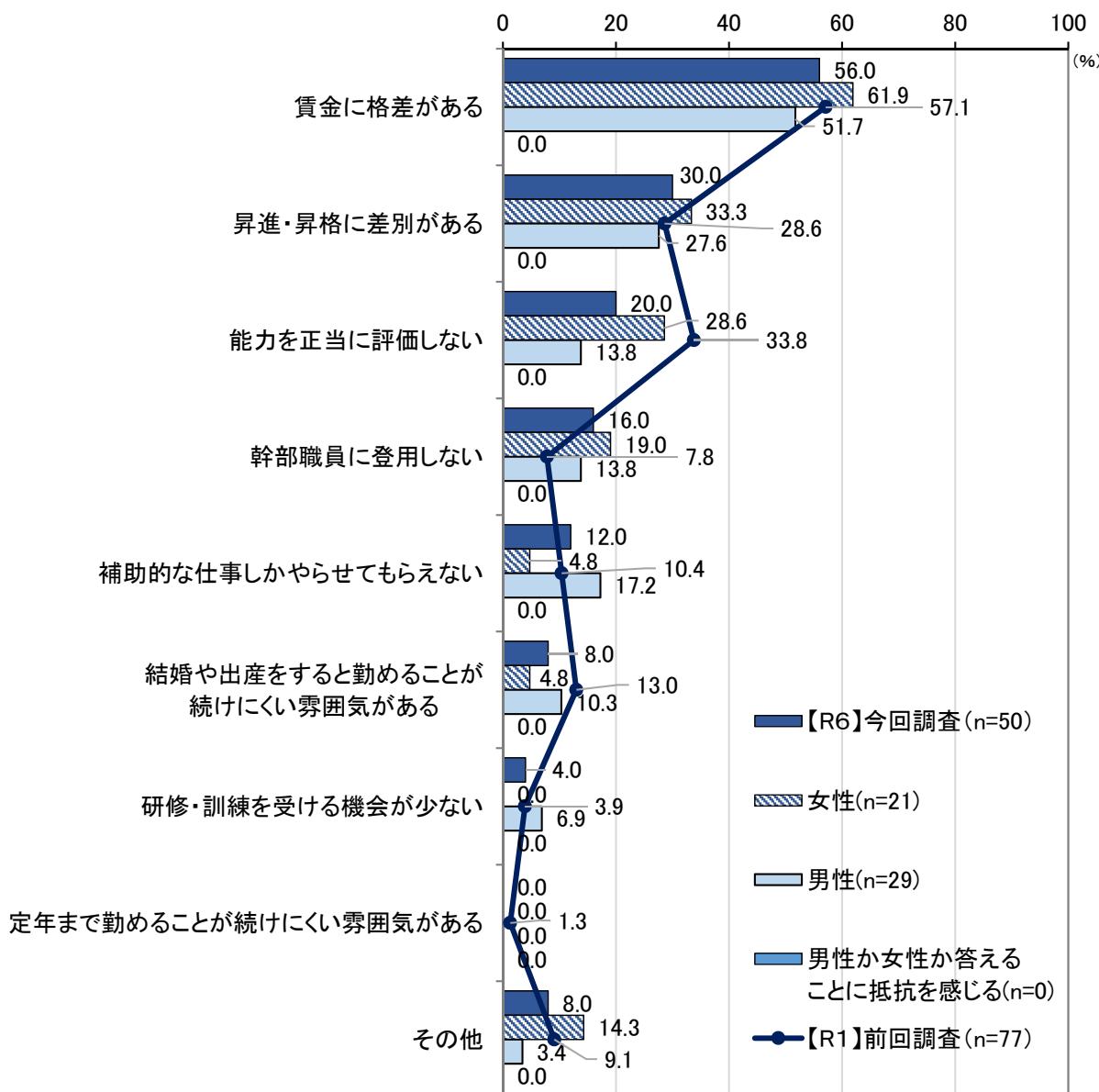


資料:国勢調査

女性に対する職場での差別の有無[問 12]



職場での差別の内容[問 12-1]



【施策の方向 ①働く場における男女平等な機会と公平な待遇の確保】

◆市の取組

No.	推進施策及び実施事業	指標	策定時 (R6)
			目 標 (R12)
41 継続	1. 雇用・労働関係法令の周知及び相談窓口等の情報提供 男女の均等な取扱いや職場におけるセクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメント、ジェンダーハラスメント等の防止が徹底されるよう労働局や県が実施する各種相談会やセミナー等について、市報等で周知します。 またパンフレット等を総合案内へ設置し、情報提供に努めます。	広報紙等への情報提供回数	20回／年
			20回／年

【施策の方向 ②職場におけるハラスメントへの対策】

◆市の取組

No.	推進施策及び実施事業	指標	策定時 (R6)
			目 標 (R12)
42 継続	1. 雇用・労働関係法令の周知及び相談窓口等の情報提供 -事業 41 再掲- 男女の均等な取扱いや職場におけるセクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメント、ジェンダーハラスメント等の防止が徹底されるよう労働局や県が実施する各種相談会やセミナー等について、市報等で周知します。 またパンフレット等を総合案内へ設置し、情報提供に努めます。	広報紙等への情報提供回数	20回／年
			20回／年

(2) 重点課題2 多様な労働形態への理解と環境の整備

【現状と課題】

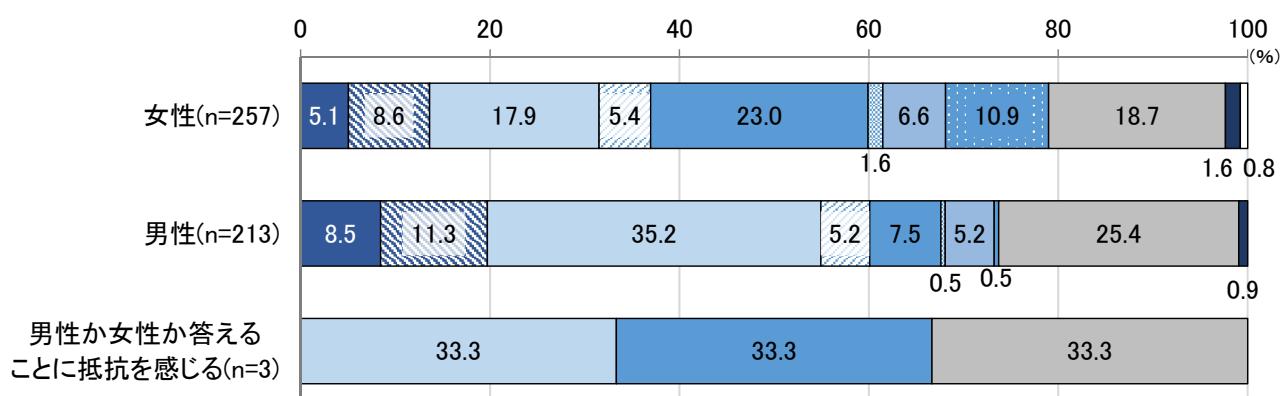
女性の労働力率をみると、経年により上昇しており、出産・育児期などの離職に伴う労働力の低下を表すM字カーブは国や県よりも浅いことから、出産・育児期でも就労を継続する女性が比較的多いと考えられます。しかし、職業について性別でみると「正社員・正規職員」では女性より男性の割合が高く、「アルバイト・パート・臨時雇用」、「家事専業」では男性より女性の割合が高いことから、女性と男性で雇用形態に大きく違いがあることがうかがえます。また、「家事専業」の割合は、男性に比べ女性が圧倒的に高く、家事・育児等と仕事の両立がしやすいという理由で、女性が非正規雇用を選択している可能性も考えられます。

女性が仕事をもつことについては、結婚・出産にかかわらず仕事を継続するという考え方が主流になってきていることがうかがえます。しかし、「子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」という意見も4分の1を占めていることから、現状として「子育て」は女性という認識が男女共に一定数はあることがうかがえます。

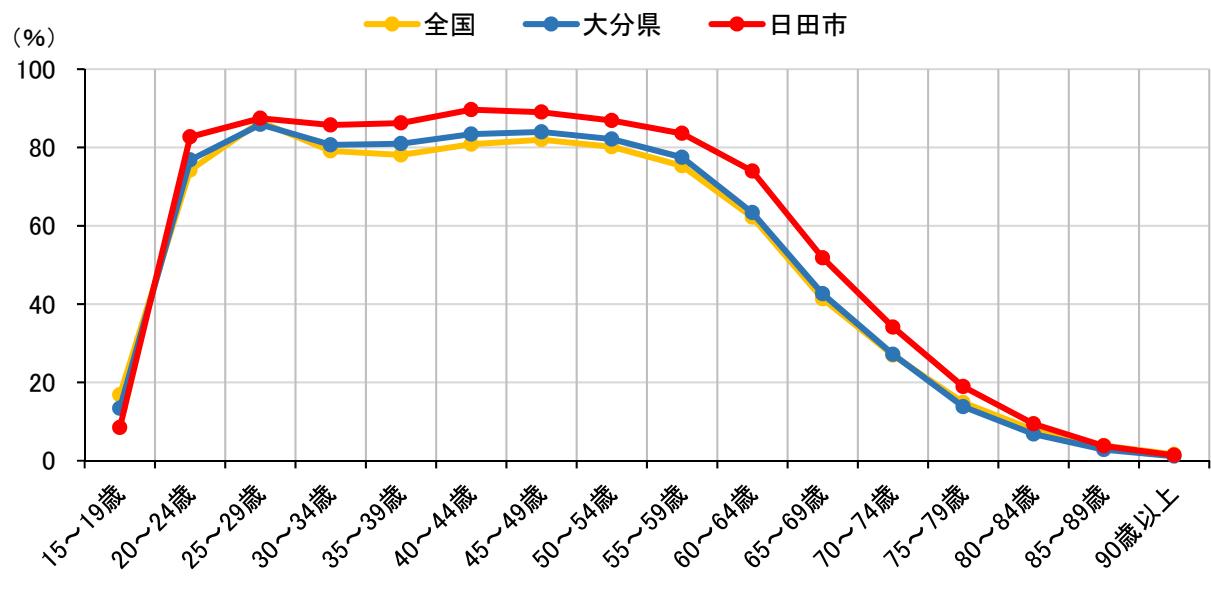
働き方の多様化が進む中、女性が結婚・出産に関わらず働き続けるという考え方方が主流となっていても、働きたいという意思を尊重することができる夫や家族の意識、環境がなければ、女性が生涯にわたり働き続けることは困難であるため、性別にとらわれることなく個人を尊重するという考え方を市民や企業に広く啓発していくことが求められます。また、正規雇用のまま柔軟な働き方ができる職場環境の整備や非正規雇用の待遇の見直しの検討も必要です。

職業[問4]

- | | |
|-----------------|----------------------|
| ■自営業(農林漁業) | □自営業(商工業・サービス業・建設業等) |
| □正社員・正規職員 | □公務員 |
| ■アルバイト・パート・臨時雇用 | ■働いているが、今は休業中 |
| □学生・生徒 | ■家事専業(主に家事に従事している) |
| □無職 | ■その他 |
| □無回答 | |

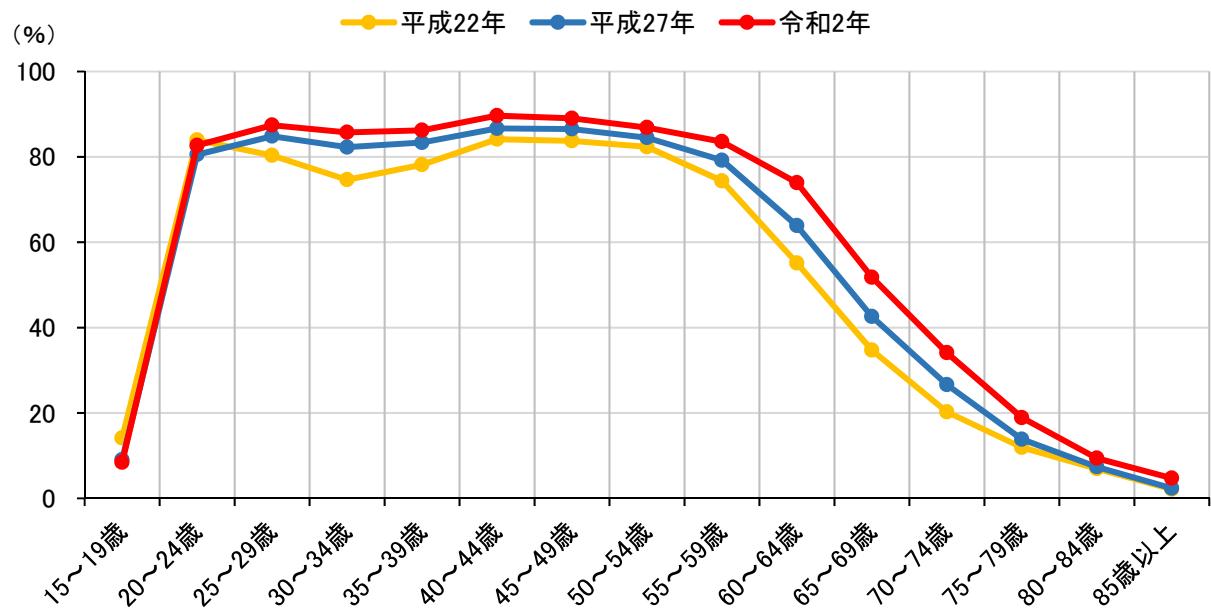


女性の年齢階級別労働力率(令和2年)



資料：国勢調査

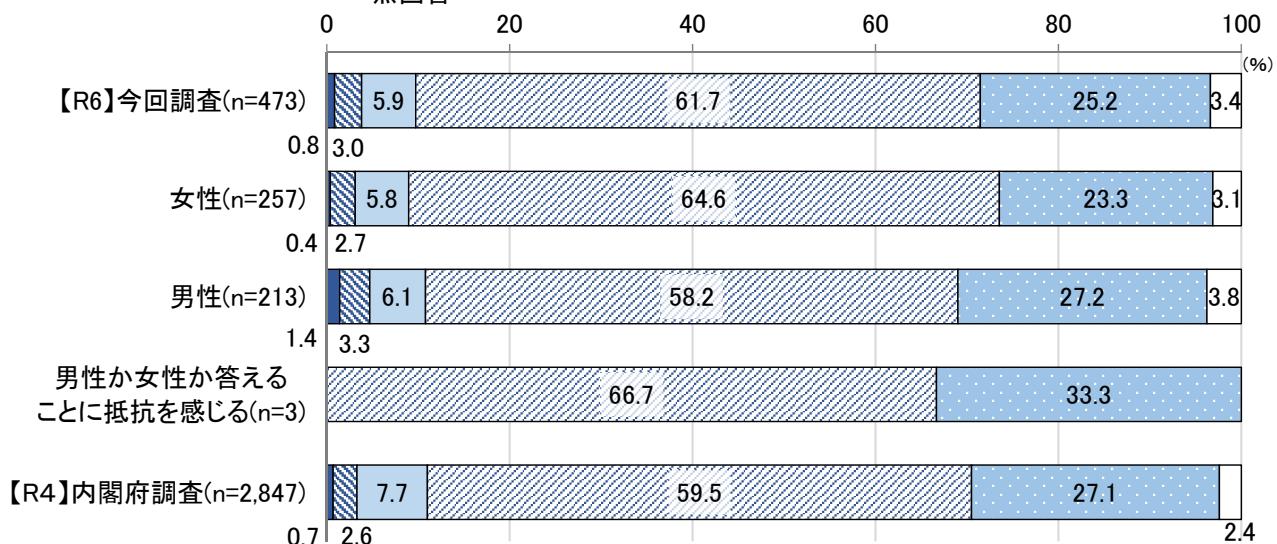
女性の年齢階級別労働力率推移(日田市)



資料：国勢調査

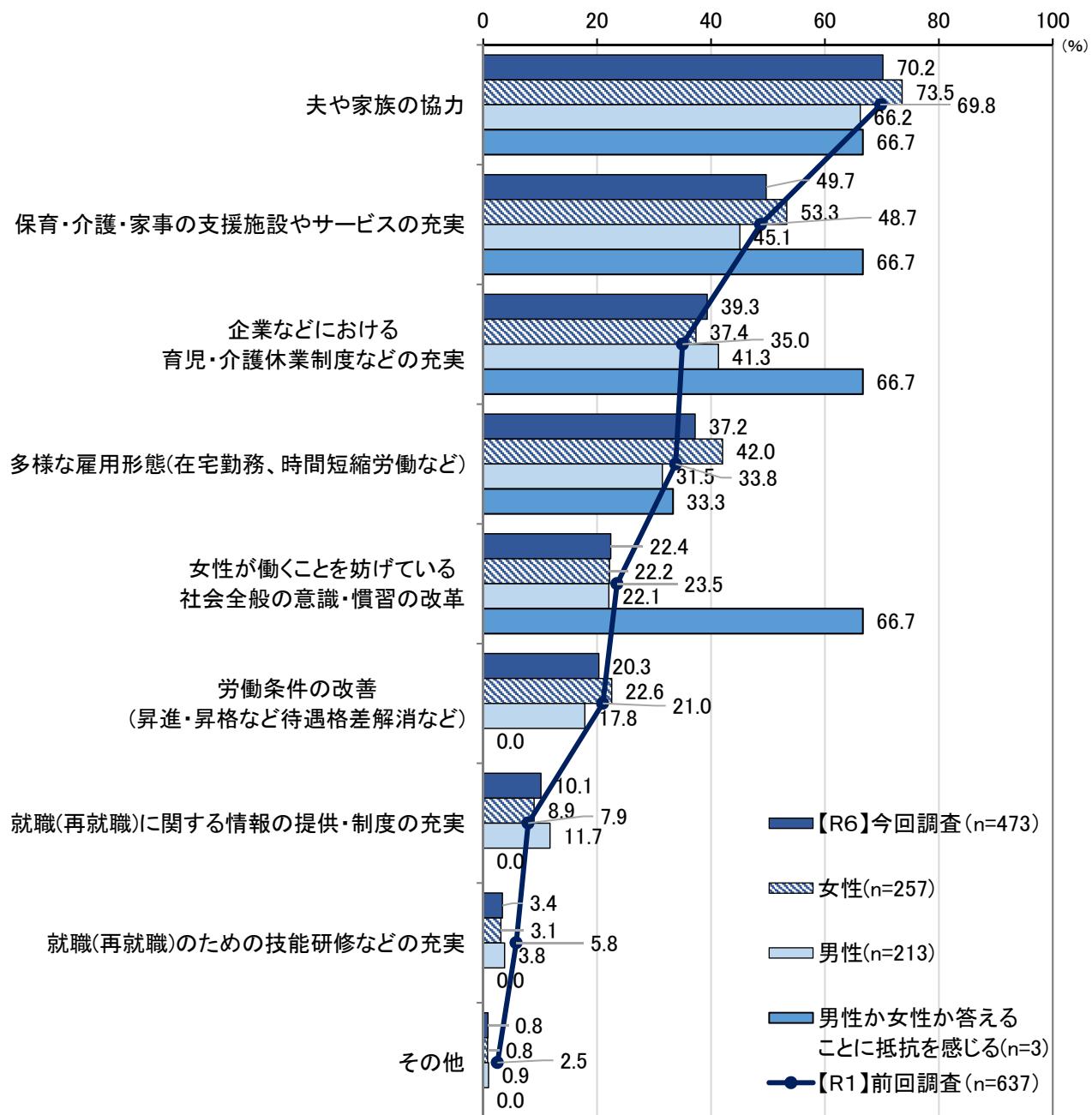
女性が職業をもつことについて[問20]

- 女性は職業をもたない方がよい
- 結婚するまでは職業をもつ方がよい
- 子どもができるまでは、職業をもつ方がよい
- 子どもができますても、ずっと職業を続ける方がよい
- 子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい
- 無回答



※内閣府調査結果：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査（令和4年11月調査）」報告書より

女性が生涯にわたり仕事を続けるために必要な支援や改善[問21]



【施策の方向 ①男女がともに働きやすい労働環境づくり】

◆市の取組

No.	推進施策及び実施事業	指標	策定時 (R6)
			目標 (R12)
43 継続	1. 就労の場における男女共同参画の啓発 就労の場において、男女共同参画についての理解がより深まり、男女が互いに協力しやすい働きやすい環境づくりの一助として、事業所を対象にした男女共同参画セミナーや説明会等を実施します。	事業所向けのセミナー等の開催回数	2回/年
			2回/年
44 継続	2. 家族経営協定の推進 農業を営む夫婦や親子が、家族間で労働条件について協議し、休暇や報酬などに関する経営協定を結ぶことで、よりよい労働環境の整備を促進します。	家族経営協定締結農家戸数	184戸
			204戸
45 継続	3. 農業者年金事業の推進 女性農業従事者の経済的自立を促進するため、農業者年金制度への理解を深めるリーフレット等を送付し、制度の周知・啓発に努めます。	資料、リーフレット等の送付	1回/年
			1回/年

【施策の方向 ②女性の起業、活動の支援】

◆市の取組

No.	推進施策及び実施事業	指標	策定時 (R6)
			目標 (R12)
46 継続	1. 起業支援 起業を促進するため、必要となる資金の貸付等に対して支援を行います。 (令和6年度までは女性・若者・シニア世代限定の支援策であったが、令和7年度に事業の見直しを図りすべての世代を対象とした)	ビジネススタートアップ支援資金の融資件数	12 件
			12 件

(3) 重点課題3 仕事と生活の調和への支援（ワーク・ライフ・バランス）

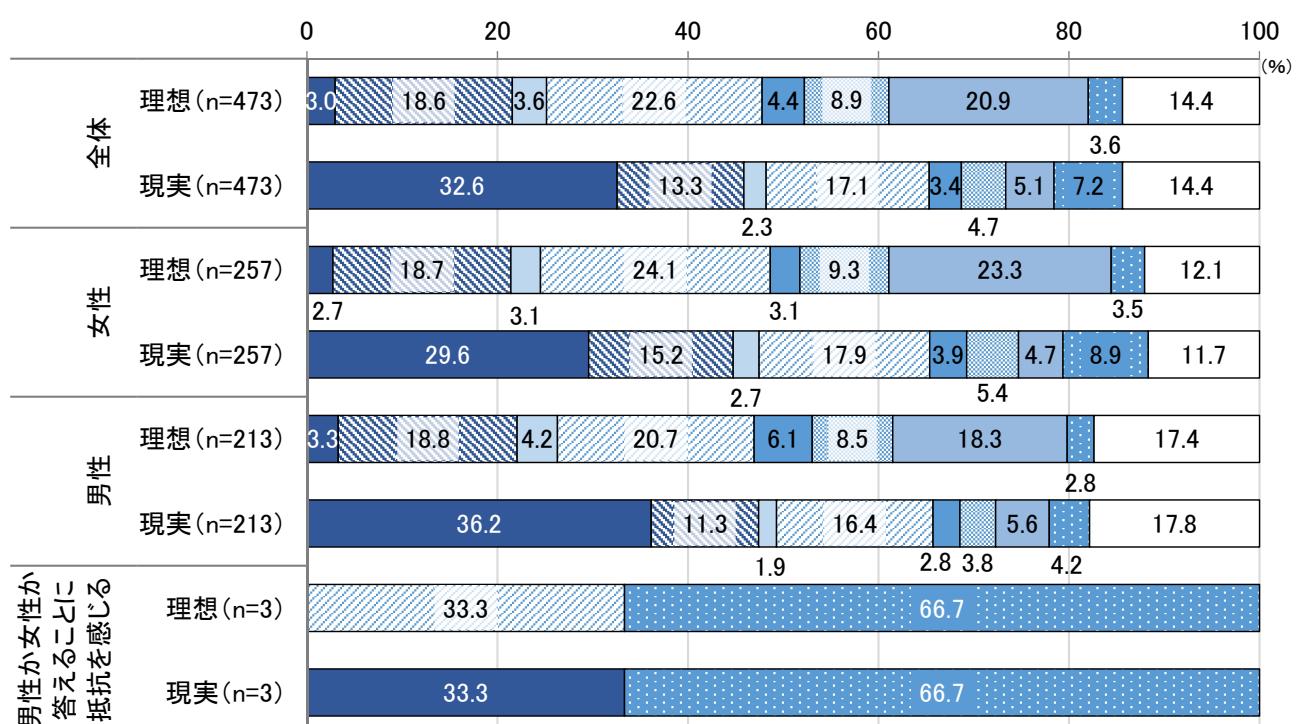
【現状と課題】

生活中で優先したいものの理想と現実について、現実では『「仕事」を優先』は女性よりも男性の方が高く、『「家庭生活」を優先』は男性より女性の方が高くなっています。理想では、男女ともに『「仕事」と「家庭生活」をともに優先』の割合が最も高くなっています。

ワーク・ライフ・バランスを重視する考え方が浸透しつつあることがうかがえますが、現実では男女共に仕事を優先せざるを得ない状況にあり、現実と理想が乖離していることがわかります。性別によって仕事と家庭の比重が大きく変わることなく、すべての人が仕事と生活の調和を図ることができるよう、性別役割分担意識の解消、労働環境の整備のための取組が必要です。

生活の中で優先したいものについての理想と現実[問14]

- 「仕事」を優先
- ▣「家庭生活」を優先
- 「地域・個人の生活」を優先
- 「仕事」と「家庭生活」をともに優先
- 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先
- ▣「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先
- 「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」すべてを優先
- わからない
- 無回答



【施策の方向 ①働く男女の家事、育児、介護支援の促進】

◆市の取組

No.	推進施策及び実施事業	指標	策定時 (R6)
			目標 (R12)
47 継続	1. 多様な保育サービスの充実 子どもを育てる男女の就労支援として、乳児の受け入れ態勢の整備に努めるとともに、多様な保育ニーズを充足するため、各種保育サービスの充実に努めます。	各種保育サービスの利用児童数	13,990 人/年
			13,602 人/年
48 継続	2. 子育て相談・支援の充実 子育て支援センター等の利用を通じて、子どもを育てる男女の育児不安や悩み等の相談に応じることで、その解消に努めます。	支援センター等の利用者数	28,924 人/年
			22,709 人/年
49 継続	3. 放課後児童健全育成事業 保護者が就労等により昼間(放課後)家庭にいない児童等に対し、適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ります。	放課後児童クラブの開設箇所数	20 か所
			23 か所
50 継続	4. 就労の場における育児休業制度の整備推進 男女ともに、仕事と子育ての両立がより円滑に行えるように、小規模な企業における育児休業制度等の整備を支援し、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。	日田管内における育児休業取得者数	200 人／年
			200 人／年

基本目標IV【教育・学習の場では】 男女平等教育・学習の環境づくり

【目標の趣旨】

男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが男女共同参画についての意識や自立の意識を有することが不可欠です。そのような意識を醸成するために、学校、家庭、地域における教育は重要な役割を担っており、性別に関わらず個人を尊重する考え方や対等なパートナーとして責任を分かち合える社会の形成を目指すための教育の充実が必要です。

本市の意識調査の結果をみると、固定的性別役割分担意識に対しては、否定的な意見が多くなっていますが、肯定的な意見も一定数あるのが現状です。固定的な役割分担意識が是正され、誰もが一人ひとりの個性と能力を発揮し、あらゆる分野に参画するためには生涯学習が重要であり、性や年代に応じて多様な学習機会を確保することが重要です。

【基本目標IVの成果指標】

成果指標	策定時（R6）
	目 標（R12）
「意識調査」において男女平等教育を推進するうえで、家庭教育や学校教育においても男女平等についての教育が必要だと感じている市民の割合	58.4%
	65.0%

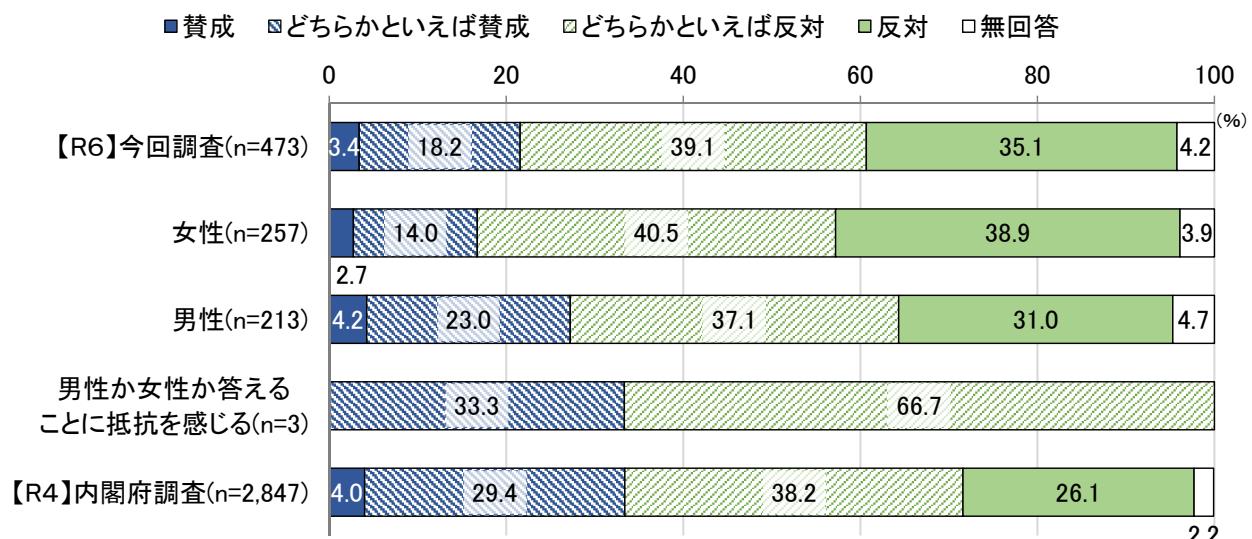
(1) 重点課題1 男女平等の意識の向上

【現状と課題】

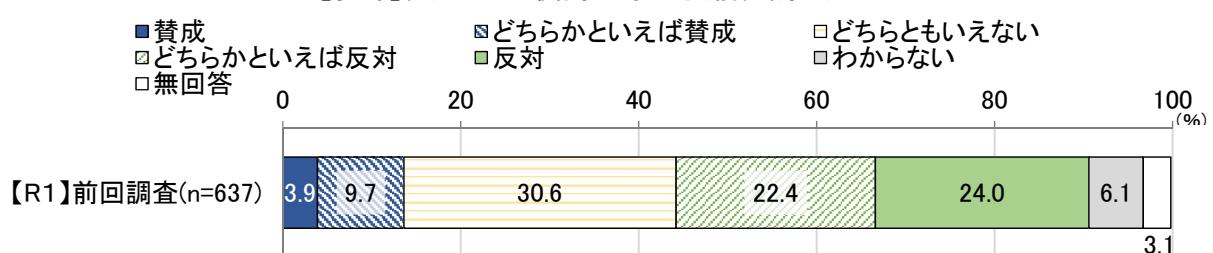
「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」といった性別によって役割を固定する考え方（固定的性別役割分担意識）については、否定的な意見の方が多くなっています。しかし性別でみると、『賛成意見（「賛成」と「どちらかといえば賛成」の合計）』は男性の方が女性より 10.5 ポイント高く、性別によって考え方には差がある状況がうかがえ、家庭での役割についても多くの女性が負担している現状があります。

各家庭、個人において男女共同の意識向上に努めるとともに、子どもたちに対しては家庭と学校の双方で学習の機会を設けることが重要です。

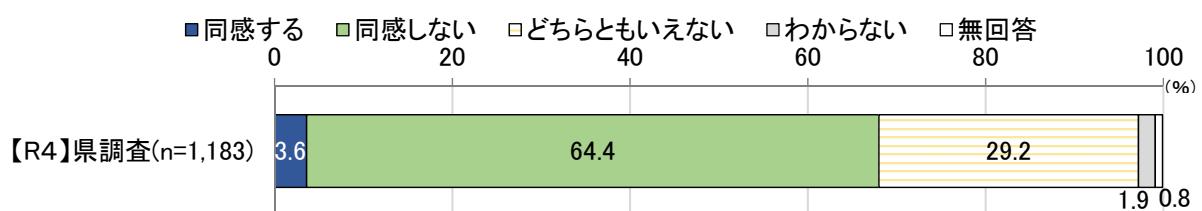
性別による役割の考え方[問7]



【参考】性別による役割の考え方(前回調査)



【参考】性別による役割の考え方(県調査)



※県調査結果: 大分県「令和4年度 男女共同参画社会づくりのための意識調査」報告書より

※内閣府調査結果: 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査(令和4年11月調査)」報告書より

【施策の方向 ①一人ひとりの人権を尊重する意識の向上】

◆市の取組

No.	推進施策及び実施事業	指標	策定時 (R6)
			目標 (R12)
51 継続	1. 人権啓発指導者の育成 女性問題をはじめとする人権啓発指導者の育成に努めます。	指導者向けの研修会等に派遣した回数	4回/年
			4回/年
52 継続	2. 人権講演会等の開催一事業 12 再掲一 市民を対象とした人権講演会をはじめ、自治会・企業・行政の三者による合同研修会等を開催し、性別による差別意識をはじめセクシャル・ハラスメント、ジェンダー・ハラスメント等の人権問題の解消に努めます。	講演会・研修会等の開催回数	14回/年
			14回/年
53 継続	3. 人権学習会の開催 各地区公民館において、自治会ごとの開催を支援し、社会通念や慣習、しきたりの中にある性差別意識の解消を図ります。	人権学習会の開催数	179回
			150回
54 継続	4. 啓発活動の推進一事業 13 再掲一 男女共同参画含む人権に関する情報を、市の広報やホームページ等に掲載し、より多くの市民に関心を持ってもらうとともに、男女共同参画事業への参加を促進します。	広報紙等への掲載回数	13回/年
			14回/年

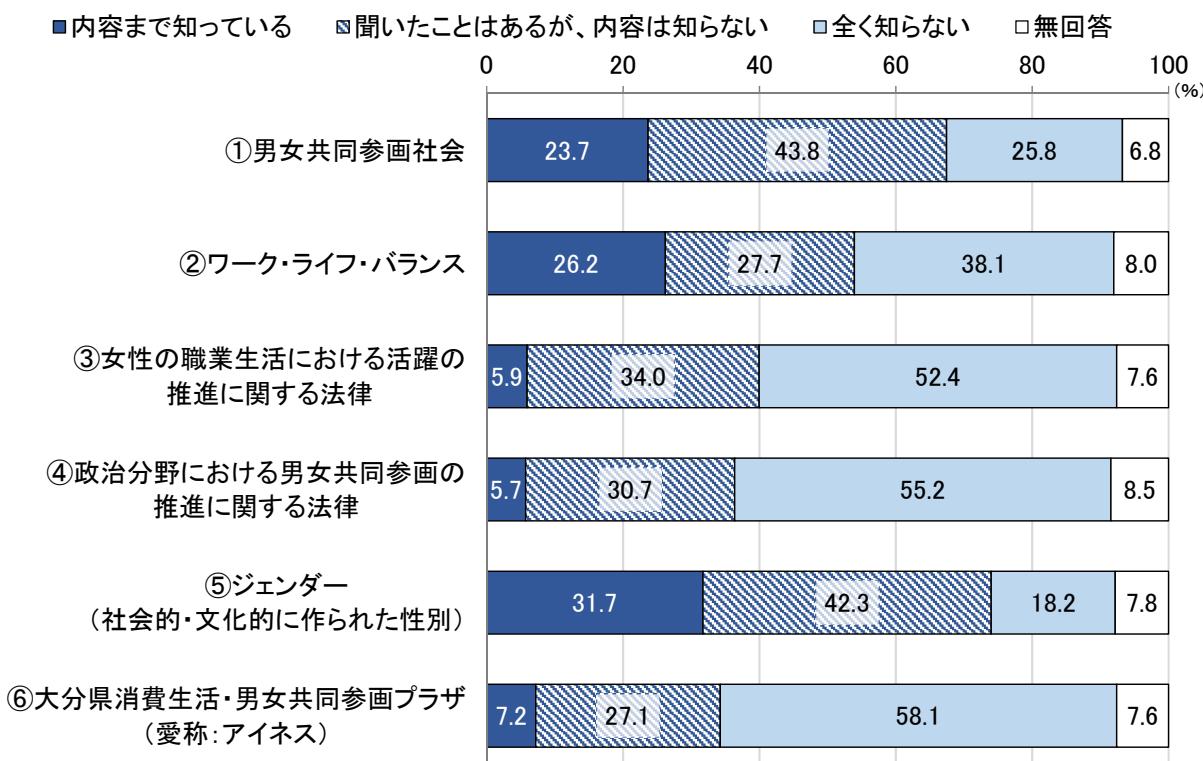
(2) 重点課題2 学校における男女平等教育・学習の機会の充実

【現状と課題】

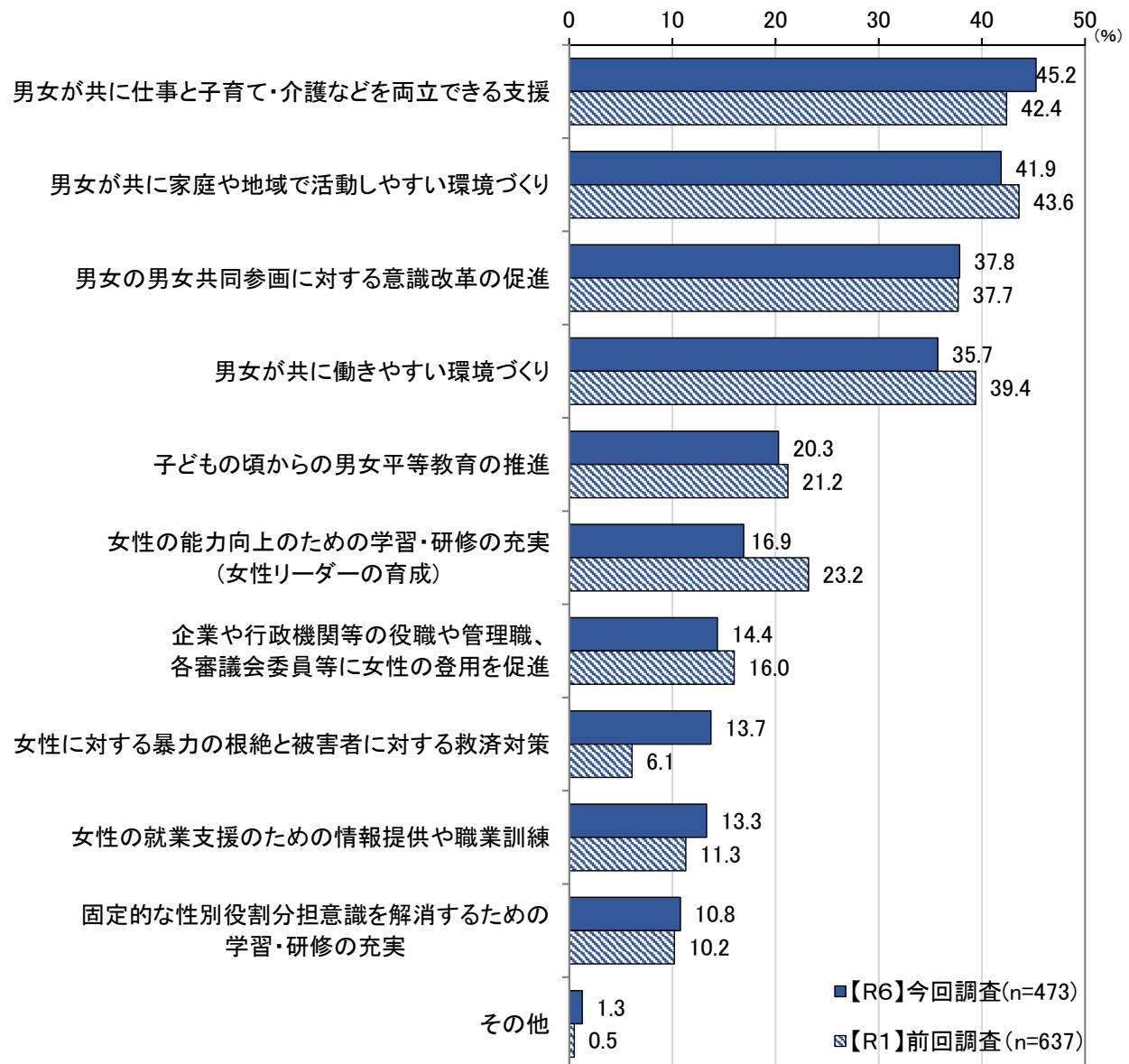
男女共同参画に関する言葉や法律の認知状況について、「内容まで知っている」の割合が最も高いのは「⑤ジェンダー」、「聞いたことはあるが、内容は知らない」の割合が最も高いのは「①男女共同参画社会」となっています。一方で「全く知らない」の割合が最も高いのは「⑥大分県消費生活・男女共同参画プラザ」となっています。これらのキーワードについて、言葉としての認知度を高めるだけでなく、各個人やそれぞれの生活とどのように関連しているのかといった内容まで認知することで、子どもから大人まで、社会的に広く定着することにつながると考えられます。

男女共同参画社会の実現のために取り組むべきと思うものについては、「男女が共に仕事と子育て・介護などを両立できる支援」が最も高くなっています。今後も、女性の社会進出のためのワーク・ライフ・バランスを実現できる支援制度の拡充や環境の整備に加え、学校における個人の人権を尊重する教育の推進等、性や年代に応じた多様な取組を進めていくことが求められています。

各項目について知っているか[問29]



男女共同参画社会実現のために必要な取組[問30]



【施策の方向 ①男女平等教育・学習の機会の充実】

◆市の取組

No.	推進施策及び実施事業	指標	策定時 (R6)
			目標 (R12)
55 継続	1. 小・中学校における男女平等学習の充実 児童・生徒を対象に、男女平等についての学習の充実に努めます。	児童・生徒の人権学習実施校の割合	100%/年
			100%/年
56 継続	2. 小・中学校における人権研修の充実 小・中学校の教職員を対象に、女性をめぐる問題やセクハラ等に関する校内研修の実施を推進し、教職員の男女平等意識の高揚を図ります。	教職員の人権研修実施校の割合	100%/年
			100%/年
57 継続	3. 保護者への啓発活動の推進 小・中学校の保護者を対象に、人権研修会・講演会を開催し、一人ひとりの人権を大切にする意識の高揚を図ります。	保護者対象の人権研修実施校の割合	100%/年
			100%/年

【施策の方向 ②学校現場での暴力、セクハラの防止及び相談体制の充実】

◆市の取組

No.	推進施策及び実施事業	指標	策定時 (R6)
			目標 (R12)
58 継続	1. 体罰防止への啓発促進 児童・生徒の教育に携わる小・中学校教職員の服務規律研修に「体罰防止」研修を位置付け、実施します。	小中学校における体罰防止に関する研修会等の開催校の割合	100%
			100%
59 継続	2. セクハラ防止への啓発促進 小・中学校教職員に対してスクール・セクハラ防止研修を実施するとともに、相談体制の充実を図ります。	教職員を対象としたセクハラ防止研修会等の開催校の割合	100%
			100%
60 継続	3. 相談体制の充実 学校生活に関する問題等を未然に防ぐとともに、重篤になることのないよう、児童・生徒及び保護者の悩み等への相談体制の充実を図ります。	相談体制の充実	—
			—

第4章

計画推進のための体制

1

計画の進行管理

(1) 報告書の作成

計画の着実な進行を図るために、毎年度、審議会に計画の実施状況を報告し、その成果の点検・評価を行い、課題や計画の状況について協議します。

また、毎年度作成した報告書について公表します。

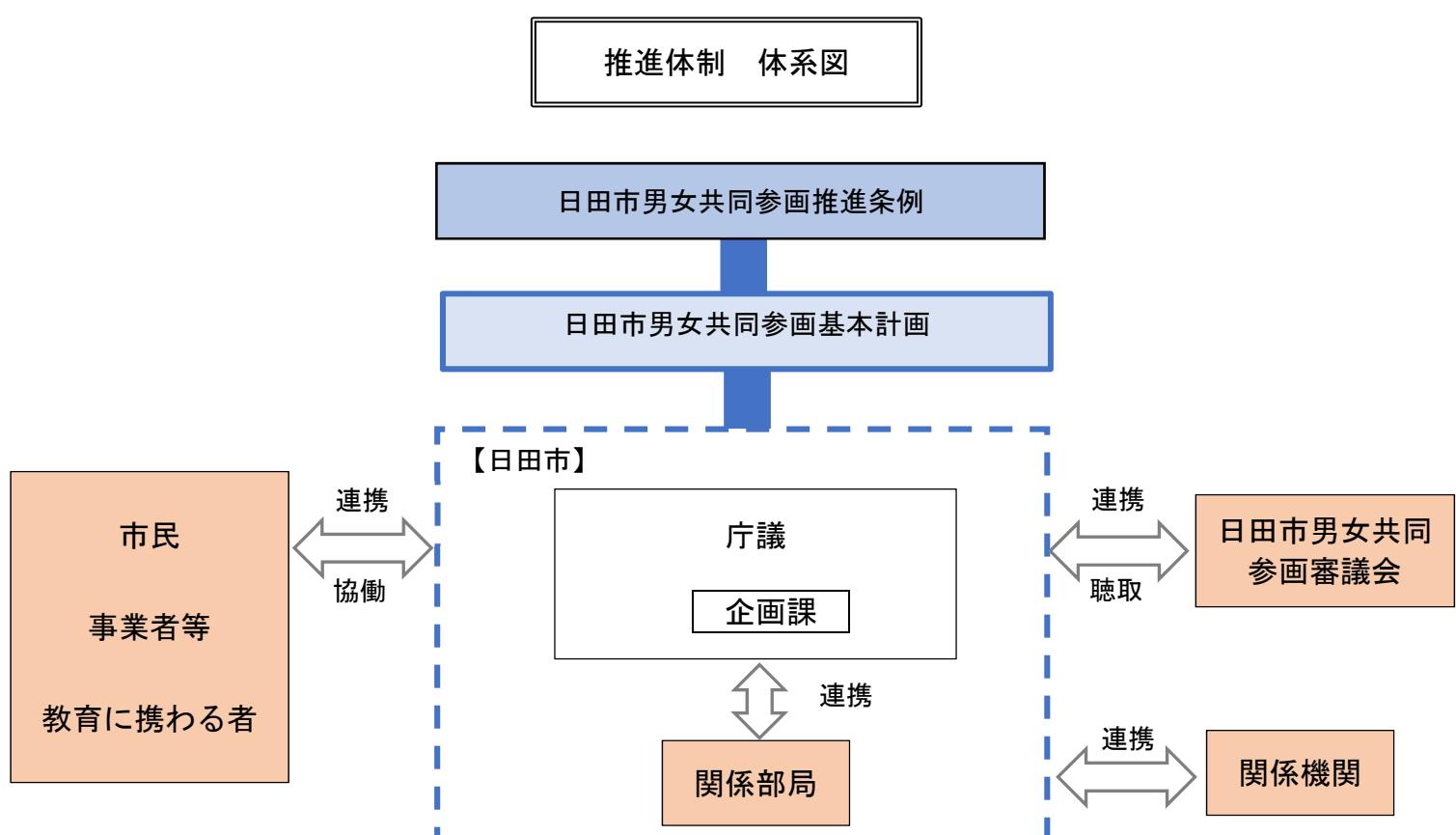
(2) 計画の見直し

計画の推進については、社会の変化に対応した適切な施策を効果的かつ効率的に推進するため、第二次行動計画の進捗状況を把握しながら、第4期日田市男女共同参画基本計画（仮称）に反映します。



2

連携と協働による推進



3 情報の収集と調査

(1) 国・県・関係機関との連携

国・県・関係機関との連携・協力体制のもと、情報の収集・提供に努めます。

(2) パブリックコメントの実施

計画の見直しなど重要な施策について、より多くの市民の意見を収取するため、パブリックコメント（意見公募）を実施します。

(3) 意識調査の実施

市民の意見やニーズを把握するため、次期計画の期限終了時までに「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施し、施策に反映します。